

# 深浦町地域福祉計画

---

青森県 深浦町

令和2年3月



## はじめに

近年、少子高齢化の進行や人口減少に伴い、人口構造や家族形態が大きく変化する中、家族や地域の支え合いの力が低下してきています。また、災害時に支援が必要な人の避難支援体制の一層の強化が求められているほか、生活困窮者への支援の重要性も高まるなど、私たちを取り巻く地域課題は、複雑かつ多種多様化してきており、従来の福祉施策やサービスだけでは解決することが難しくなっています。



このような中、誰もが住み慣れた地域で、地域とつながりをもって安心して暮らしていくためには、行政だけではなく、地域住民が主体となり、関係団体と連携を図り、協働しながら地域福祉を推進していくことが必要となってきました。そのためにも、住民が抱える様々な生活課題を解決するため、目指すべき姿や方向性を示し、包括的な支援体制の整備を進めながら、福祉分野の最上位計画となる「深浦町地域福祉計画」を策定いたしました。

地域福祉の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめ、地域で活躍している団体、事業者の皆様が、計画の基本的な考え方を共有し、“わのまち深浦”のよさを生かしながら、自助、互助、共助、公助の視点から、地域だからこそできる強みを生かし、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、地域の福祉力を高めることが重要となってまいりますので、今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、計画策定にあたりご意見、ご提言をいただきました深浦町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等において貴重なご意見をいただいた住民の皆様から深く感謝を申し上げます。

令和2年3月

深浦町長 吉田 満



●● 目 次 ●●

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉について	4
3 計画の位置付け・計画期間	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題	13
1 深浦町の概況	13
2 地域福祉を取り巻く状況	19
3 地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識	25
4 地域福祉にかかる課題整理	33
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	35
2 基本目標	36
3 施策体系	38
第4章 施策の展開	39
基本目標1 一人ひとりの“気づき”を促します	39
施策1-1 福祉意識の醸成	39
施策1-2 地域との関わり・交流・居場所づくり	41
基本目標2 身近な“支え合い”を築きます	44
施策2-1 活動のきっかけ、担い手の育成	44
施策2-2 健康づくり・社会参加の促進	46
基本目標3 困りごとを支援に“つなぐ”体制をつくります	49
施策3-1 情報提供・相談支援の充実	49
施策3-2 包括的な支援体制の構築	51
施策3-3 暮らしを支える生活支援・自立支援の確保	54
基本目標4 地域で“安全安心”に暮らす土台を整備します	57
施策4-1 共生のまちづくりに向けた整備	57
施策4-2 人権・権利擁護の充実	59
施策4-3 防災・防犯対策の推進	63
第5章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	65

資	料	編	67
1	策定経過		67
2	深浦町地域福祉計画策定委員会設置要綱		68
3	深浦町地域福祉計画策定委員会委員名簿		69

# 第 1 章 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 計画策定の目的

わが国では、少子高齢化の急速な進展に加えて、世帯の小規模化、個人の価値観の多様化、プライバシーの配慮等により、地域において住民同士のつながりが希薄化し、家庭や地域社会での支え合う力、課題を解決していく力（地域力）が弱まりつつあり、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に近年では、避難行動要支援者の問題や生活困窮者への支援、\*8050 問題等にみられるひきこもり問題、子育て家庭の孤立、虐待、自殺者の増加、貧困の拡大、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、従来の分野別の福祉では対応できない「制度の狭間」といわれる複雑な課題も顕在化しており、すべてを公的な福祉サービスでは対応できない状況や分野横断的な問題に対し、個々の制度の中で個別に対応していくことが難しくなっています。

こうした現行の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応するため、今後は、改正社会福祉法による「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、これまでの縦割りのサービスを超え、地域全体を巻き込みながら支援の輪を広げ、多様な主体が連携・協働しながら、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

そこで、新たに策定する深浦町地域福祉計画（以下「本計画」とします。）では、町や事業者、住民が担い手となって、地域の様々な困りごとを多様な支援につなぎ、包括的に支え合う仕組みづくり、人材の育成、福祉サービス利用者の権利をどう守っていくかなどについてとりまとめ、地域の実情に合った地域福祉の推進を目指します。

#### \*8050 問題

ひきこもりの子を持つ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒をみるケースが増えている、という社会問題のこと。

## (2) 地域福祉を取り巻く国・県の動き

わが国では、平成12年(2000年)の「社会福祉法」の制定(「社会福祉事業法」からの改正)をはじめ、子どもや障害のある人、高齢者等を対象とする各種制度の整備や福祉サービスの充実が図られてきました。

平成27年(2015年)の生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立支援制度の創設をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に向けて身近な地域での様々な見守り・支え合い活動との連携を図るなど、地域福祉を念頭に置いた法制度の改正が進んでいます。

また、平成27年(2015年)9月に公表された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」や地域力強化検討会では、年齢や状況を問わず、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられる地域づくりに向けて、引き続き地域福祉の推進が求められています。

さらに、平成29年(2017)6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律」(地域包括ケア強化法)が成立し、社会福祉法が一部改正(平成30年(2018)4月施行)されました。改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに、「※地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置付けられました。

こうした動きを受け、青森県では平成29年(2017)3月に「青森県地域福祉支援計画(第2次)」を策定し、「※青森県型地域共生社会」の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、多様な主体の積極的な参加による地域づくりなどに取り組むこととしています。

※青森県型地域共生社会：

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会の構築をめざし、青森県が進めてきた保健・医療・福祉包括ケアシステムに「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた包括ケアシステムの深化を図るものです。

図表 (参考) 近年の福祉に関する主な法律の状況

施行年	法律名
平成12年	介護保険法 社会福祉法(社会福祉事業法からの改正) 児童虐待の防止等に関する法律
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
平成15年	次世代育成支援対策推進法
平成18年	障害者自立支援法 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成24年	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

施行年	法律名
平成25年	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（障害者自立支援法からの改正）
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律
平成27年	子ども・子育て支援法 介護保険法改正 生活困窮者自立支援法
平成28年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
平成29年	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律（地域包括ケア強化法）
平成30年	社会福祉法改正（4月施行）

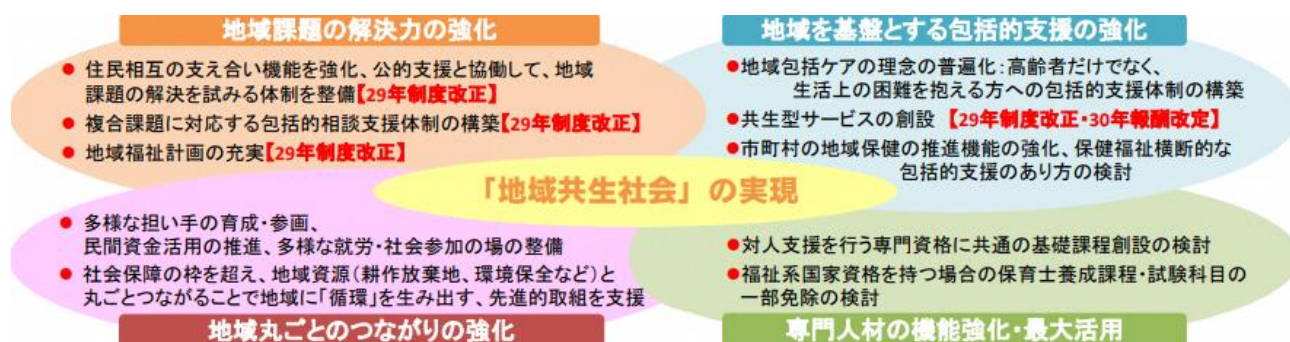
### （3）地域共生社会について

「地域共生社会」とは、地域のあらゆる住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会（「地域共生社会」）をとともに創っていくことです。

国は、この「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をとともに創っていくことをめざしています。

こうした「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するために、市町村は、地域住民の地域福祉活動への参加を活発にするための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制等、包括的な支援体制づくりに努めることとされており、地域福祉の推進が不可欠とされています。

図表 地域共生社会について



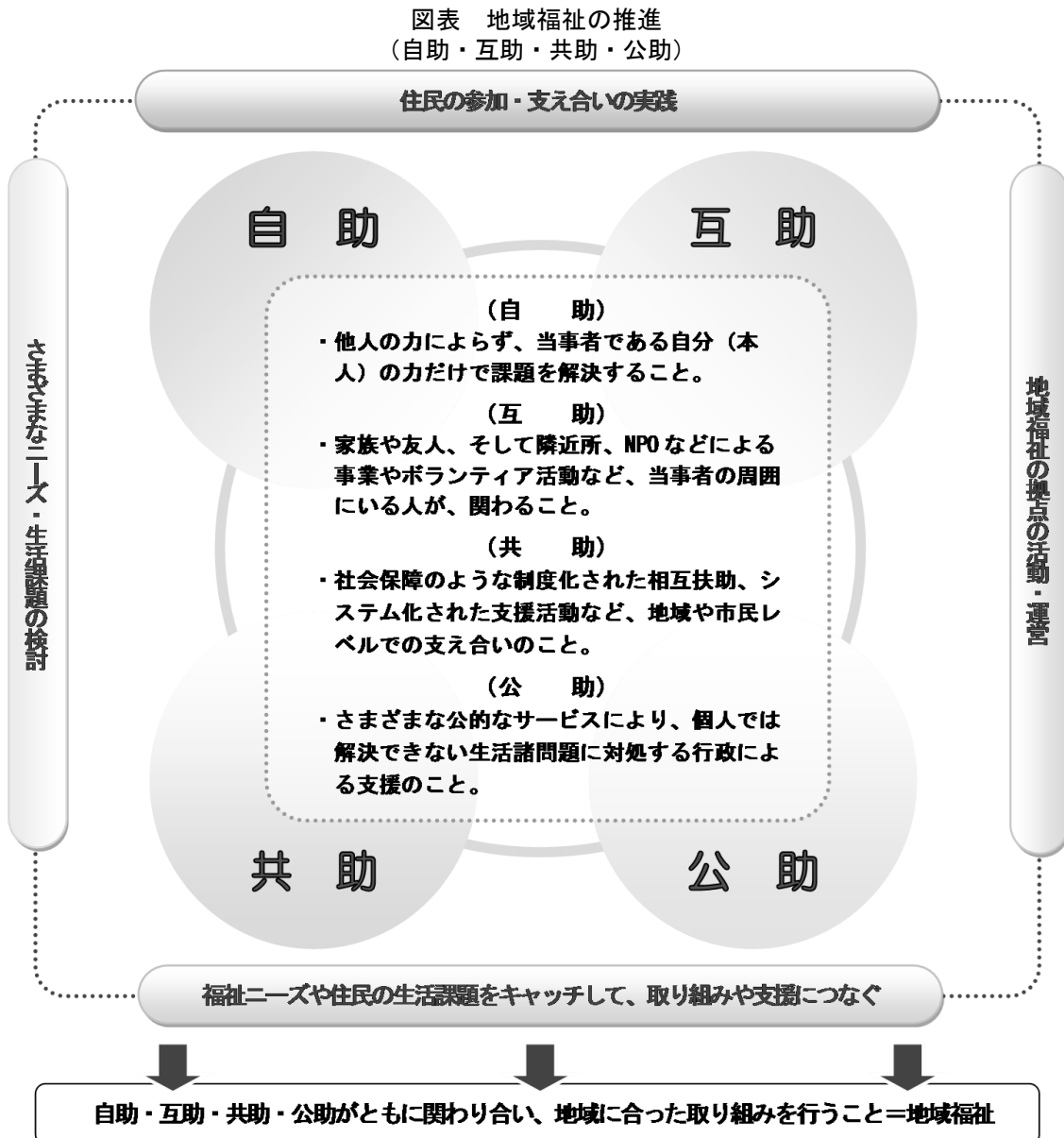
資料：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料をもとに作成

## 2 地域福祉について

### (1) 自助・互助・共助・公助による地域福祉の推進

地域福祉とは、互いを認め合いながら誰もが自分らしく、安心していきいきと暮らしていくことができるよう、自助・互助・共助・公助が相互に関わりながら、地域の様々な活動を活性化し、高齢、障害、子育て、その他様々な事情から福祉サービスが必要となっても、家族、友人等との関係を保ち、ともに支え合い、助け合いながら、社会や経済、文化など、様々な分野の活動に参加できることで、誰もが自分らしく、自立した生活が送れるような「地域社会」をつくっていくことです。

そこで、本計画では以下のように、自助・互助・共助・公助による取り組みを重層的かつ相互的に進め、地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。



## (2) 福祉圏域の考え方

福祉圏域は、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。地域福祉を推進するうえで、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。

そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送るうえで、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、高齢者、障害のある人等、外出支援が必要な方への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本計画では、以下のような4層構造の福祉圏域を継承します。

図表 「福祉圏域」のイメージ

- 町全域【第1層】(公助の展開)
  - ・ 地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、町全体の取り組みを推進するなど、広域的な調整を踏まえた圏域。
- 3つの地区と地域の福祉関係者を基盤とする圏域【第2層】(共助の展開)
  - ・ 「深浦」、「岩崎」、「大戸瀬」の3つの地区を基本とした生活圏域での関わりを通じて、地域活動の推進や福祉施策、防災面において具体的な取り組みを行う圏域。
- 隣近所～自治会の圏域【第3層・第4層】(互助の展開)
  - ・ 地域福祉活動を展開する最も基礎的な活動圏域で、日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援等を行う圏域。
  - ・ ふだんからのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う圏域。
- 家族・個人(自助の展開)
  - ・ 個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)、災害時に向けた日ごろの備え等。

### 3 計画の位置付け・計画期間

#### (1) 計画の位置付け

##### ① 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法 (抄)

#### 第 107 条 (市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画 (以下「市町村地域福祉計画」という。) を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

参考までに、社会福祉法第 107 条に基づく、5 つの事項の具体的な内容を例示します。

#### 具体的な取り組み (例)

##### 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野 (まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など) との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 住民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- コ 高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用

- ス 地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金などの取り組みの推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

## 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
- イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
- ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応

## 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
- イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
- ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

## 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実
- イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

## 5 包括的な支援体制の整備に関する事項

- ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備
- イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見
- ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

その他、「避難行動要支援者の支援方策に関する事項」についても盛り込む事項とされています。

この具体的な事項としては、次のような内容があたります。

### 具体的な取り組み（例）

#### 1 避難行動要支援者の支援方策に関する事項

- ア 避難行動要支援者の把握方法、情報の共有・更新等
- イ 避難支援対策

## ② 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、地域社会における生活や福祉の課題を解決することを目的に、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」という理念をどのように実現させていくのかを明らかにする実践的な活動・行動計画であり、本町では深浦町社会福祉協議会において策定します。

なお、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として社会福祉法に位置付けられており、地域社会における生活や福祉の課題解決をめざして、住民や民間団体の行う様々な課題解決に向けた活動と必要な資源の造成・配分活動等を組織立って行うことを目的としています。

(参考) 社会福祉法 (抄)

### 第4条 (地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### 第109条 (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつては(中略)が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

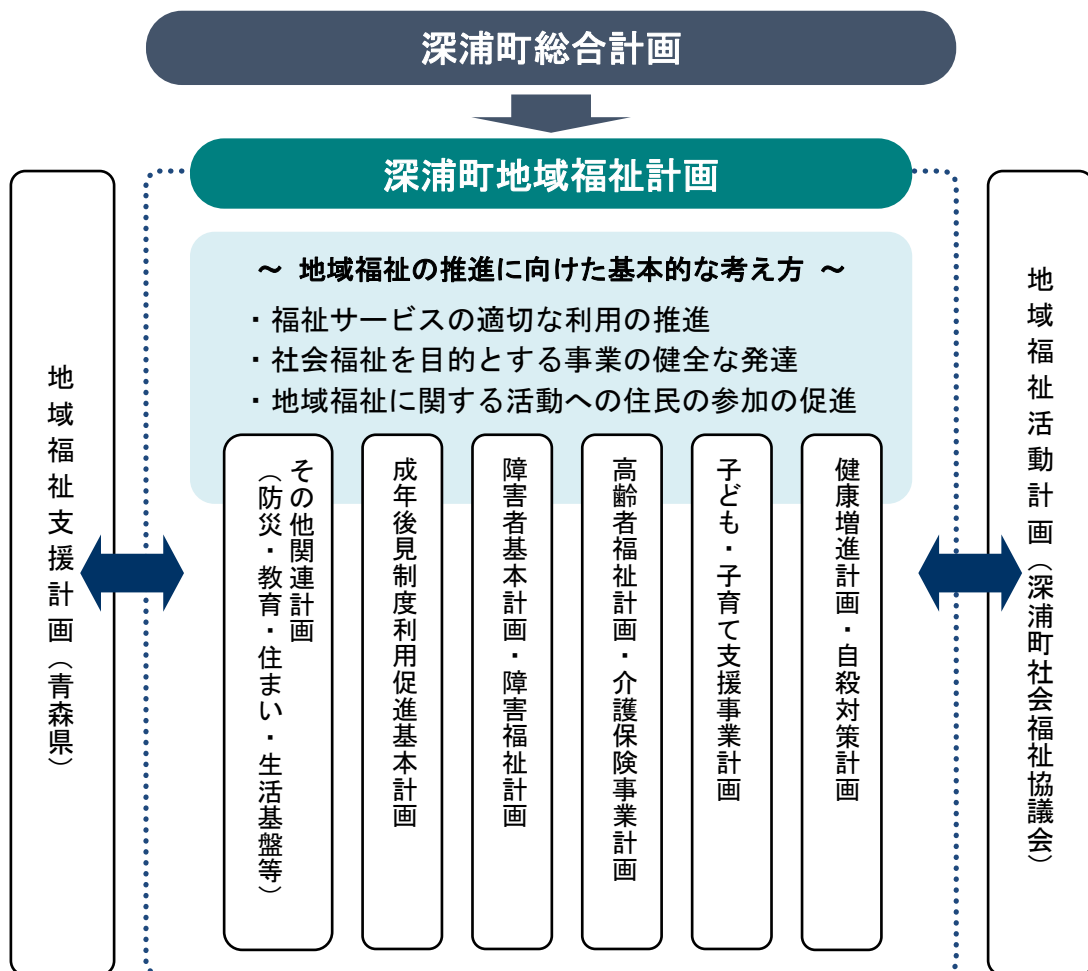


## (2) 分野別計画との関係

本計画は、「深浦町総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための基本的な考え方を定め、支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための基本的な考え方を明らかにするとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。

また、本町の地域福祉を推進するうえで両輪となる計画として、地域福祉活動計画と相互に連携を図りながら取り組みます。

図表 本計画と他の計画の関連図



### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

図表 主な計画と計画期間

計画名	年度	平成27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
総合計画		第2次 (平成27～令和6年)											
地域福祉計画		本計画(第1期:5年間) (令和2～6年度)											
健康ふかうら21 食育推進計画		第2次 (平成25～令和4年度)											
障害者計画		第2期 (平成30～令和5年度)											
障害福祉計画 障害児福祉計画		第5期・第1期 (平成30～令和2年度)											
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第7期 (平成30～令和2年度)											
子ども・子育て支援 事業計画		第2期 (令和2～6年度)											

## (4) 策定体制

本計画の策定にあたっては、住民へのアンケート調査及び団体等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、計画への意見の反映に努めました。

### ① アンケート調査

アンケート調査は、本計画の策定にあたり、互いに支え合う地域福祉の実現に向けて、住民の意見、要望等を収集、計画に反映させることを目的として実施し、報告書にまとめ、計画に反映するよう努めました。

#### 《 調 査 概 要 》

- 調査対象：深浦町内にお住まいの20歳以上の方
- 抽出方法：性別、年齢、地域を勘案して、1,000名を抽出
- 調査内容：地域の福祉環境や福祉活動に関すること
  1. あなた自身のこと
  2. 福祉への関心・関わり
  3. 地域での暮らしや近所での関わり
  4. 地域活動
  5. 安全な暮らし
  6. これからの福祉環境
- 調査期間：令和元年7月
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	未回収票数	回収率
1,000票	437票	563票	43.7%

### ② 策定委員会による協議

地域特性に応じた計画とするために、各分野の関係者により構成する「深浦町地域福祉計画策定委員会」（以下、「策定委員会」とする）による協議を行いました。

### ③ パブリックコメント

町のホームページに計画（案）を掲載するとともに、役場等において計画（案）を掲示し、住民の皆さんの意見をうかがいました。



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題



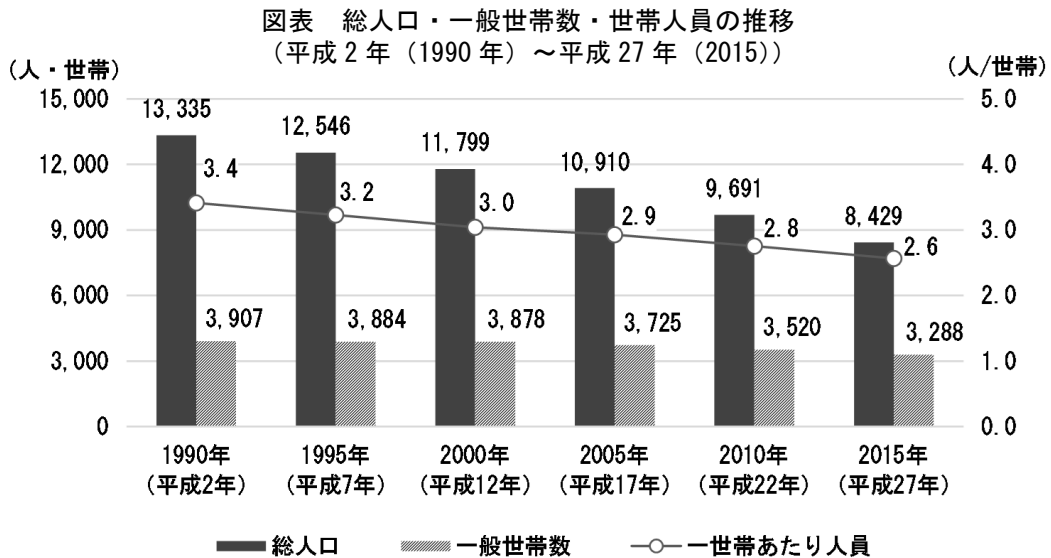
## 第2章 地域福祉を取り巻く現状・課題

### 1 深浦町の概況

#### (1) 人口・世帯

国勢調査による近年（平成2年（1990年）～平成27年（2015年））の本町の総人口、一般世帯数、世帯人員の推移をみると、平成27年（2015年）における総人口は、8,429人となっており、平成2年（1990年）の総人口と比較すると、約5,000人、36.8%減少しており、今後も緩やかに減少していくことが見込まれます。

一般世帯数・一世帯あたり人員も減少傾向にあり、平成27年（2015年）の一般世帯数は3,288世帯、一世帯あたり人員は2.6人となっています。



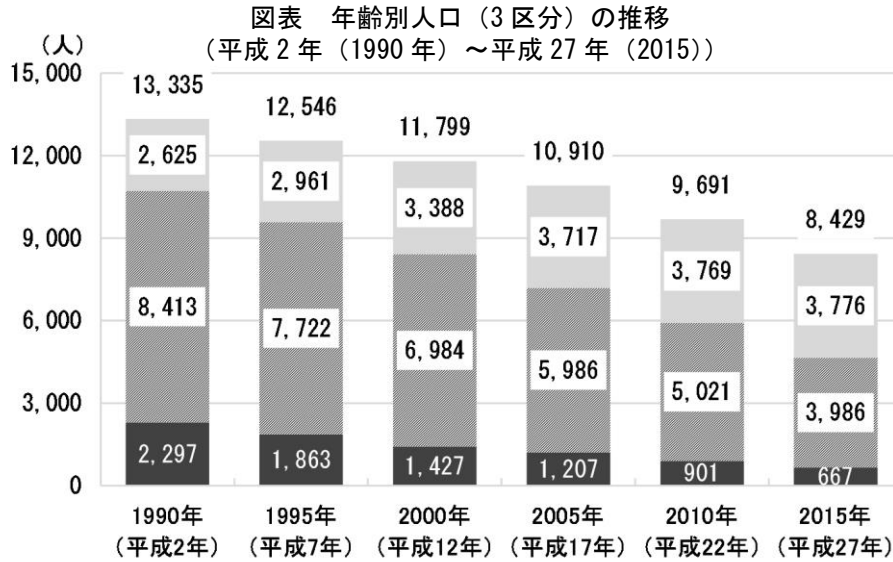
年次	人口（人）				世帯	
	総人口※	0～14歳	15～64歳	65歳以上	一般世帯数（世帯）	一世帯あたり人員（人/世帯）
平成2年（1990）	13,335	2,297	8,413	2,625	3,907	3.4
7年（1995）	12,546	1,863	7,722	2,961	3,884	3.2
12年（2000）	11,799	1,427	6,984	3,388	3,878	3.0
17年（2005）	10,910	1,207	5,986	3,717	3,725	2.9
22年（2010）	9,691	901	5,021	3,769	3,520	2.8
27年（2015）	8,429	667	3,986	3,776	3,288	2.6

※年齢不詳人口を含みます。

資料：国勢調査（平成12年（2000）以前は岩崎村との合算）

① 年齢別人口

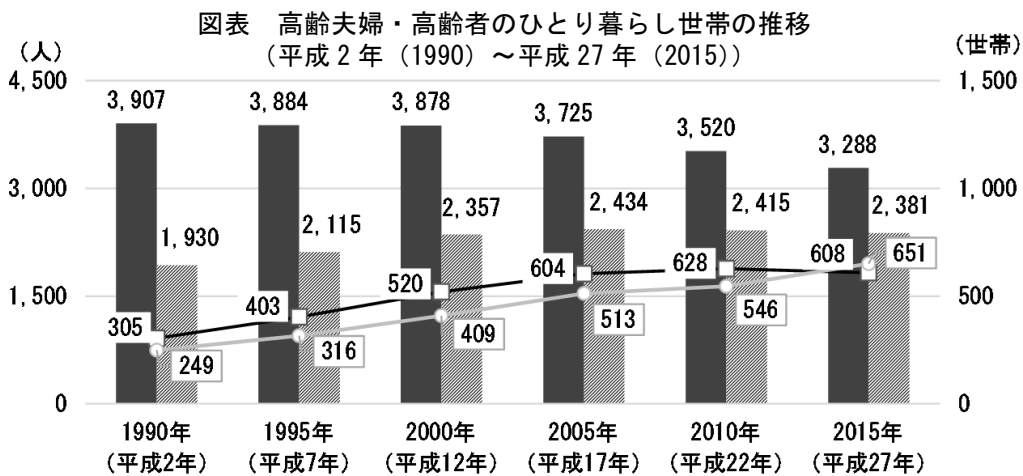
国勢調査による年齢別（3区分）の人口推移では、平成2年（1990年）以降、15歳未満人口は1,630人（71.0%）、15～64歳人口は4,427人（52.6%）減少する一方で、65歳以上人口は1,151人（43.8%）増加しており、総人口の減少が進む中で、少子高齢化の進行がみられます。



資料：国勢調査

② 高齢者のいる世帯・高齢夫婦・高齢者の単身世帯

国勢調査による平成27年（2015年）の高齢夫婦のみ世帯は608世帯、高齢者のひとり暮らし世帯は651世帯となっており、平成2年（1990年）以降の推移では、一般世帯数が減少している中で、高齢夫婦のみ世帯は約2倍、高齢者のひとり暮らし世帯は約2.5倍に増加しています。



資料：国勢調査



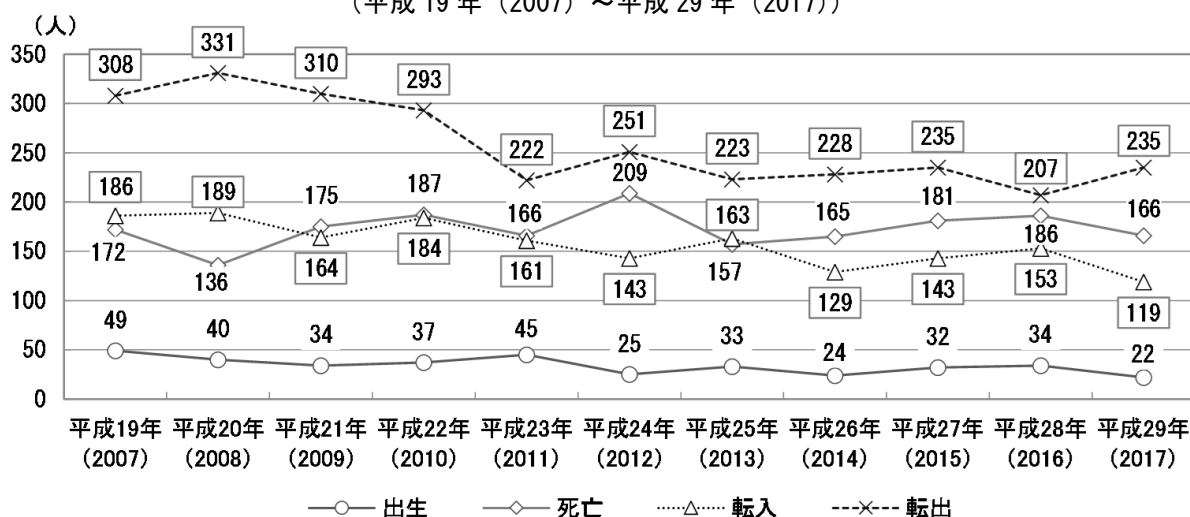
## (2) 人口移動

平成19年(2007年)から平成29年(2017年)の人口移動の状況を見ると、自然動態(出生・死亡)については、死亡者数が出生者数を上回り、年平均で約139人の自然減が続いています。

また、社会動態(転入・転出)では、年度による増減はありますが、転出者数が転入者数を上回り、年平均で約101人の社会減が続いています。

こうした自然減、社会減による人口減は、年平均で約240人の減少となっており、近年の人口減少及び少子化の進行要因の1つであることがうかがえます。

図表 人口動態(自然動態・社会動態)の推移  
(平成19年(2007)～平成29年(2017))



年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減(人)
	出生者数	死亡者数	増減	転入者数	転出者数	増減	
平成19年(2007)	49	172	△123	186	308	△122	△245
20年(2008)	40	136	△96	189	331	△142	△238
21年(2009)	34	175	△141	164	310	△146	△287
22年(2010)	37	187	△150	184	293	△109	△259
23年(2011)	45	166	△121	161	222	△61	△182
24年(2012)	25	209	△184	143	251	△108	△292
25年(2013)	33	157	△124	163	223	△60	△184
26年(2014)	24	165	△141	129	228	△99	△240
27年(2015)	32	181	△149	143	235	△92	△241
28年(2016)	34	186	△152	153	207	△54	△206
29年(2017)	22	166	△144	119	235	△116	△260

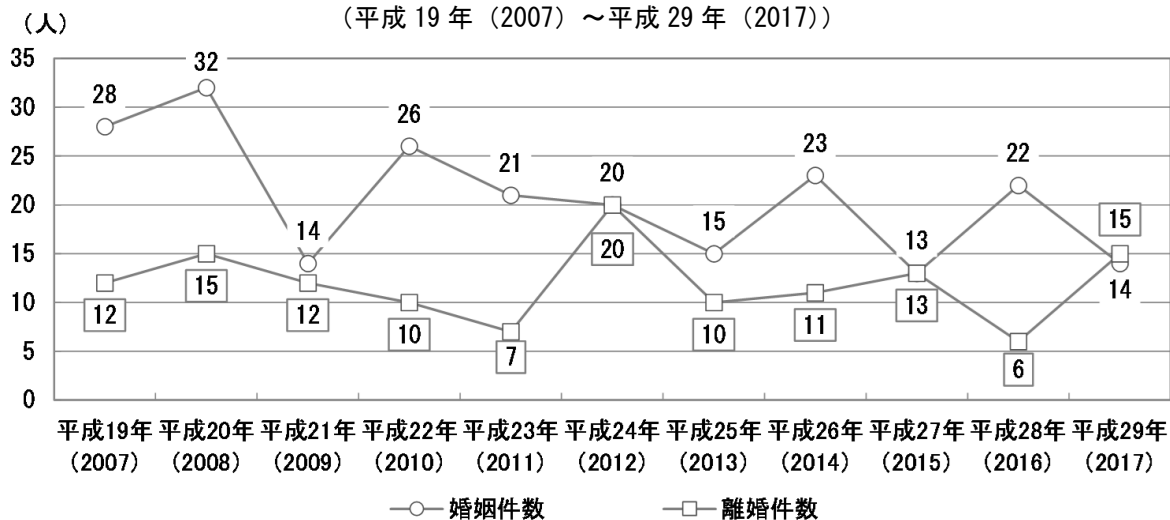
資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

### (3) 婚姻・離婚

平成19年(2007年)から平成29年(2017年)の婚姻・離婚件数をみると、期間における1年間の平均婚姻数は約21件、離婚件数は約12件となっています。

また、参考として平成29年(2017年)の青森県の平均初婚年齢は、男性が30.8歳、女性が29.0歳となっています。

図表 婚姻・離婚件数の推移  
(平成19年(2007)～平成29年(2017))



資料：住民基本台帳

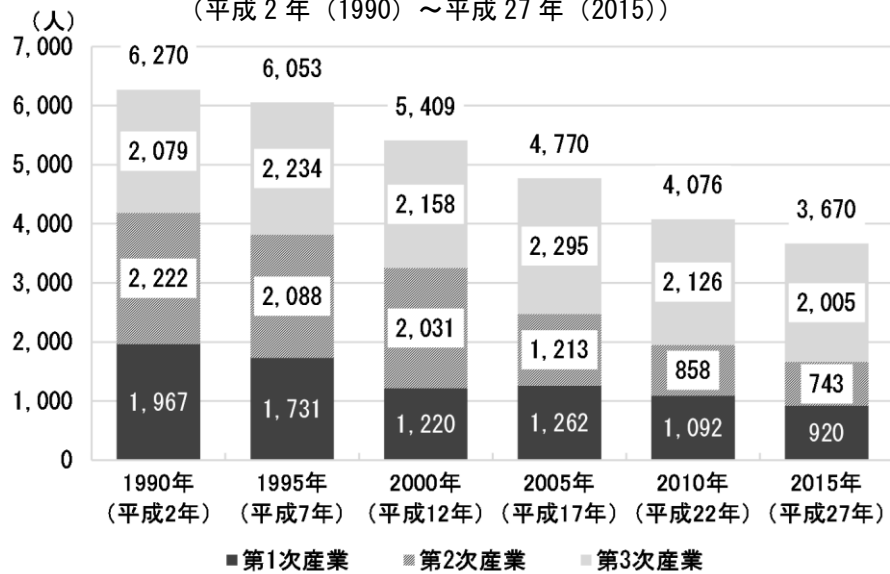
## (4) 産業・労働力

### ① 産業構造（就業人口）

国勢調査による就業者総数は、平成2年（1990年）から平成27年（2015年）にかけて減少推移しており、平成27年（2015年）の就業者は3,670人となっています。

産業別にみると第1次産業、第2次産業が減少しており、特に平成27年（2015年）第2次産業の就業者は、平成2年（1990年）の約3分の1に減少しています。

図表 産業構造（就業人口）の推移  
（平成2年（1990年）～平成27年（2015年））



年次	就業人口（人）				
	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
平成2年（1990）	6,270	1,967	2,222	2,079	2
7年（1995）	6,053	1,731	2,088	2,234	0
12年（2000）	5,409	1,220	2,031	2,158	0
17年（2005）	4,770	1,262	1,213	2,295	0
22年（2010）	4,076	1,092	858	2,126	0
27年（2015）	3,670	920	743	2,005	2

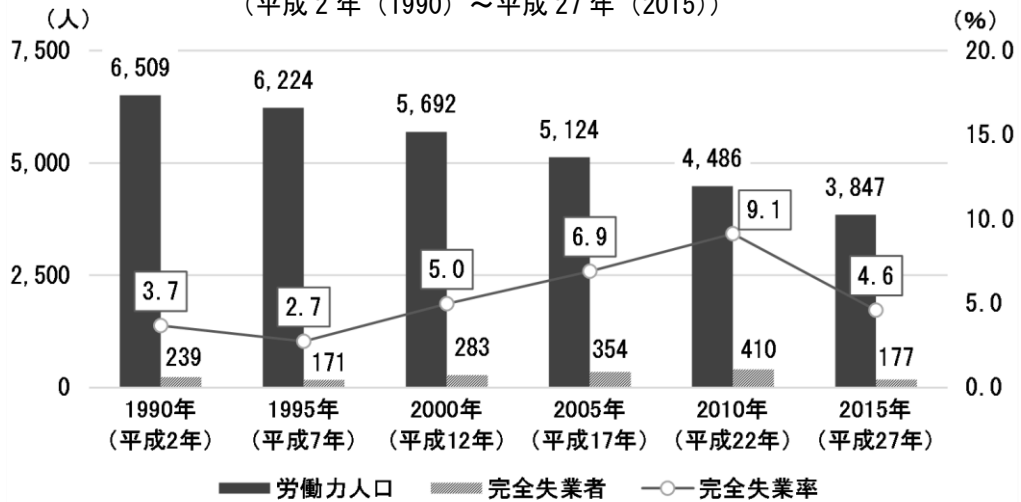
資料：国勢調査（平成12年（2000）以前は岩崎村との合算）

② 労働力人口・完全失業者数

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）は 3,847 人となっています。

また、平成 27 年（2015 年）の完全失業者数は 177 人、完全失業率は 4.6%であり、平成 22 年（2010 年）と比較すると減少しているものの、完全失業者率は、平成 2 年（1990 年）の約 1.3 倍となっています。

図表 労働力人口・完全失業者数・完全失業率の推移  
（平成 2 年（1990）～平成 27 年（2015））



年次	労働力 (人)			完全失業率 (%)
	労働力人口	就業者数 (人)	完全失業者数 (人)	
平成 2 年 (1990)	6,509	6,270	239	3.7
7 年 (1995)	6,224	6,053	171	2.7
12 年 (2000)	5,692	5,409	283	5.0
17 年 (2005)	5,124	4,770	354	6.9
22 年 (2010)	4,486	4,076	410	9.1
27 年 (2015)	3,847	3,670	177	4.6

資料：国勢調査（平成 12 年（2000）以前は岩崎村との合算）

## 2 地域福祉を取り巻く状況

### (1) 地域で支援を必要とする人の動向

#### ① 子ども・子育て

本町における近年の就学前児童数は減少傾向にあり、平成31年（2019年）3月末現在で171人となっています。また、保育所・認定こども園の児童数、小・中学校の生徒数についても各年で増減はみられますが、概ね減少推移となっています。

放課後子ども教室の利用者数は増加しており、平成31年（2019年）では87人となっています。

図表 就学前児童数の推移

区 分	平成25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
就学前児童数（人）	218	203	196	197	179	172	171
0歳児	24	29	26	32	27	29	23
1歳児	37	28	28	25	34	28	31
2歳児	44	36	30	30	25	33	29
3歳児	32	44	36	30	28	26	33
4歳児	36	31	44	35	29	27	28
5歳児	45	35	32	45	36	29	27

資料：福祉課（各年3月末現在）

図表 保育所・認定こども園の児童数の推移

区 分	平成25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
保育所（人）	166	134	128	125	119	110	114
認定こども園（人）	42	27	35	30	26	23	23

資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表 小・中学校の生徒数の推移

区 分	平成25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
小学校（人）	345	324	294	269	254	238	222
中学校（人）	218	194	200	178	181	169	158

資料：福祉課（各年5月1日現在）

図表 放課後子ども教室利用数の推移

区 分	平成25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
放課後子ども教室（人）	68	60	62	67	95	81	87

資料：福祉課（各年5月1日現在）

② 高齢者（要介護認定者・認知症高齢者）

高齢化が進む中で、本町の高齢者数については、後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）を上回りながら推移しています。

また、本町の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成31年3月末現在で634人、認定率は16.3%となっています。

図表 総人口・高齢者人口・高齢化率の推移

区 分	平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
総数（人）	9,515	9,298	9,067	8,842	8,589	8,359	8,127
40歳未満（人）	2,458	2,338	2,195	2,091	1,946	1,847	1,734
40-64歳（人）	3,217	3,101	2,965	2,850	2,765	2,635	2,525
65歳以上人口（人）	3,840	3,859	3,907	3,901	3,878	3,877	3,868
前期高齢者（人）	1,656	1,654	1,694	1,694	1,643	1,636	1,674
後期高齢者（人）	2,184	2,205	2,213	2,207	2,235	2,241	2,194
高齢化率（%）	40.4	41.5	43.1	44.1	45.2	46.4	47.6

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

図表 被保険者数・要介護認定者・認定率の推移

区 分	平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
1号被保険者（人）	3,851	3,871	3,919	3,915	3,896	3,895	3,888
2号被保険者（人）	3,220	3,105	2,969	2,850	2,765	2,635	2,525
認定者数（人）	686	696	721	737	681	638	634
要支援	133	144	137	160	133	82	72
要支援1	87	104	102	121	99	58	49
要支援2	46	40	35	39	34	24	23
要介護	553	552	584	577	548	556	562
要介護1	150	150	153	167	176	179	165
要介護2	139	138	151	136	119	108	133
要介護3	93	102	115	104	102	107	105
要介護4	94	91	95	98	96	107	106
要介護5	77	71	70	72	55	55	53
認定率（%）	17.8	18.0	18.4	18.8	17.5	16.4	16.3

資料：福祉課（各年3月末現在）

## ③ 障害児・者

本町の身体障害児・者数は減少傾向にあり、平成31年(2019年)3月末現在、496人となっています。また、平成26年(2014年)以降の身体障害児・者数を障害別にみると、音声・言語・そしゃく機能障害は増加傾向にあります。

知的障害児・者、精神障害児・者数は各年度で増減がみられるものの概ね横ばいで推移しており、平成31年(2019年)3月末現在、知的障害児・者が108人、精神障害児・者が82人となっています。また、判定・等級別にみると知的障害児・者、精神障害児・者数ともに、障害の程度の重いA判定及び1級は減少傾向にあります。

なお、自立支援医療制度の対象となる精神通院医療の認定者は平成31年(2019年)で119人、平成29年(2017年)3月末の難病患者等の人数は、特定疾患医療受給者が85人、小児慢性特定疾患医療受給者数が4人となっています。

図表 障害者(手帳所持者等)の推移

区 分	平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
身体障害児・者(人)	585	576	543	533	532	499	496
18歳未満	3	3	2	1	1	1	2
18歳以上	582	573	541	532	531	498	494
知的障害児・者(人)	109	108	112	111	115	106	108
18歳未満	9	7	7	7	7	85	86
18歳以上	100	101	105	104	108	21	22
精神障害児・者(人)	83	88	88	81	84	83	82
18歳未満	0	0	0	0	0	1	2
18歳以上	83	88	88	81	84	82	80
計(人)	777	772	743	725	731	688	686

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 等級別身体障害者・児数の推移

区 分	平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
1級(人)	—	173	163	160	164	153	151
2級(人)	—	91	88	86	83	78	78
3級(人)	—	109	100	100	101	98	98
4級(人)	—	136	132	127	129	120	117
5級(人)	—	29	26	25	22	21	21
6級(人)	—	38	34	35	33	29	31

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 障害別身体障害者・児数の推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	31 年 (2019)
視覚障害 (人)	—	34	32	32	33	29	28
聴覚・平衡機能障害 (人)	—	67	61	58	53	46	47
音声・言語・そしゃく機能障害 (人)	—	4	3	4	5	6	6
肢体不自由 (人)	—	310	299	289	283	259	257
内部障害 (人)	—	161	148	150	158	159	158

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表 判定別知的障害者・児数の推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	31 年 (2019)
A 判定 (人)	56	57	56	54	55	48	48
B 判定 (人)	49	51	56	57	60	58	60

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表 等級別精神障害者・児数の推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	31 年 (2019)
1 級 (人)	41	42	39	38	36	29	28
2 級 (人)	39	41	38	41	39	44	44
3 級 (人)	5	5	4	5	7	10	10

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	31 年 (2019)
精神通院医療対象者 (人)	102	114	117	115	111	122	119

資料：福祉課（各年 3 月末現在）

図表 難病患者等の推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)
特定疾患医療受給者 (人)	63	70	73	76	85
小児慢性特定疾患医療受給者 (人)	12	11	4	3	4
計 (人)	75	81	77	79	89

資料：福祉課（各年 3 月末現在）



## ④ 生活保護・虐待

平成31年(2019年)3月末の生活保護受給世帯数は96世帯で、受給人員119人、保護率14.6%となっており、平成25年(2013年)と比較すると、受給世帯、受給人員、保護率ともに減少しています。

虐待・暴力の件数はいずれも減少傾向にあり、平成31年(2019年)3月末では児童虐待の相談・通報が1件となっています。

図表 生活保護受給世帯・人員・保護率の推移

区 分	平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
保護世帯(世帯)	130	122	121	122	108	101	96
保護人員(人)	168	156	153	158	140	134	119
保護率(%)	17.7	16.8	16.9	17.9	16.3	16.0	14.6

資料：被保護者名簿(各年3月末現在)

図表 母子・父子・寡婦世帯の推移

区 分	平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
母子世帯(世帯)	61	65	67	61	51	58	60
父子世帯(世帯)	28	30	28	24	17	18	15
寡婦世帯(世帯)	2	2	3	3	2	2	2

資料：福祉課(各年3月末現在)

図表 虐待・暴力の件数の推移

区 分		平成25年 (2013)	26年 (2014)	27年 (2015)	28年 (2016)	29年 (2017)	30年 (2018)	31年 (2019)
児童虐待 (件)	相談・通報	3	1	1	1	1	7	1
	認知件数	1	1	1	1	1	6	0
高齢者 虐待(件)	相談・通報	2	3	2	0	1	3	0
	認知件数	1	2	2	0	1	3	0
一般成人の 障害者への 虐待(件)	相談・通報	—	0	1	0	1	1	0
	認知件数	—	0	0	0	0	0	0
配偶者等 からの暴力 (件)	相談・通報	0	0	1	0	0	0	0
	認知件数	0	0	1	0	0	0	0

資料：深浦町健康推進課・青森県「高齢者虐待の防止に関する対応状況調査」(各年3月末現在)

⑤ 地域福祉活動団体

平成 30 年度 (2018 年度) の民生委員への相談内容・支援件数はその他 (高齢関係) が 307 件と最も多く、次いで日常的な支援 (304 件)、子どもの地域活動 (126 件) となっています。

本町の老人クラブの推移をみるとクラブ数は概ね横ばいで推移しているものの、会員数は減少しています。

また、保健福祉活動協力員等の推移をみると、認知症サポーターが増加しており、平成 31 年 (2019 年) 3 月末現在で 703 人となっています。

図表 民生委員への相談内容・支援件数 (平成 30 年度)

項 目	件数 (件)	項 目	件数 (件)
在宅福祉	7	年金・保険	5
介護保険	18	仕事	15
健康・保健医療	36	家族関係	16
子育て・母子保健	1	住居	16
子どもの地域生活	126	生活環境	25
子どもの教育・学校生活	84	日常的な支援	304
生活費	21	その他 (高齢関係)	307
		計	981

資料：福祉課

図表 老人クラブの推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	31 年 (2019)
クラブ数 (クラブ)	31	32	31	32	30	30	30
会員数 (人)	905	879	785	758	713	692	683

資料：福祉行政報告例 (各年 3 月末現在)

図表 保健協力員等の推移

区 分	平成 25 年 (2013)	26 年 (2014)	27 年 (2015)	28 年 (2016)	29 年 (2017)	30 年 (2018)	31 年 (2019)
保健協力員 (人)	144	144	144	143	142	142	140
食生活改善推進員 (人)	54	50	50	48	47	39	37
認知症サポーター (人)	30	95	147	220	463	569	703

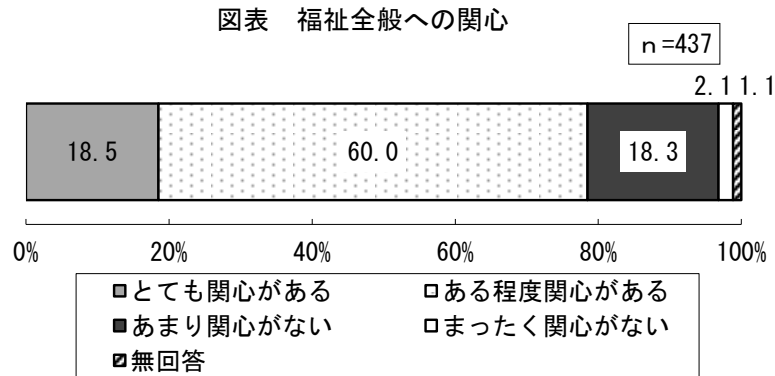
資料：深浦町健康推進課・全国キャラバン・メイト連絡協議会「サポーターの養成状況」  
(各年 3 月末現在)

### 3 地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識

計画策定にあたり、令和元年（2019年）7月に実施したアンケート調査より、地域での支え合い・福祉活動に対する住民意識を、次のとおり整理します。

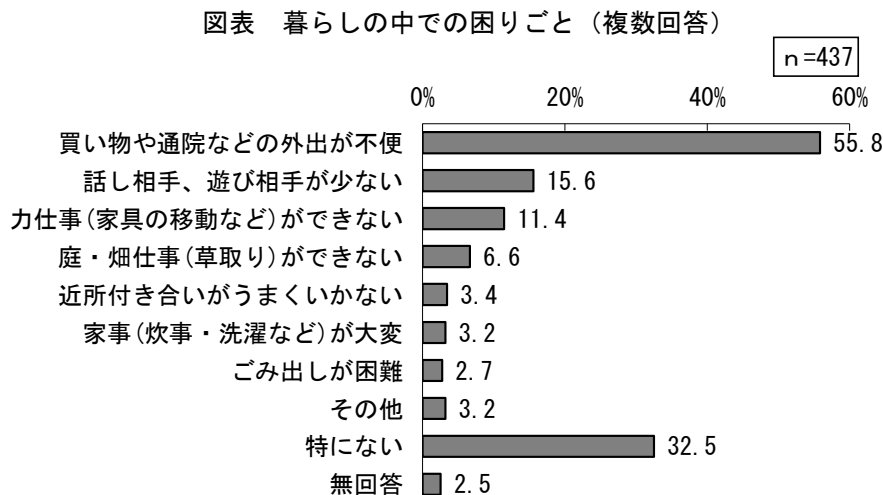
#### （1）福祉全般への関心・福祉との関わり

- 回答者の福祉全般への関心については、「とても関心がある」（18.5%）、「ある程度関心がある」（60.0%）を合わせた福祉全般に“関心がある”と回答した割合は8割（78.5%）、「あまり関心がない」（18.3%）、「まったく関心がない」（2.1%）を合わせた福祉全般に“関心がない”と回答した割合は2割（20.4%）となっています。



#### （2）暮らしの中での困りごと

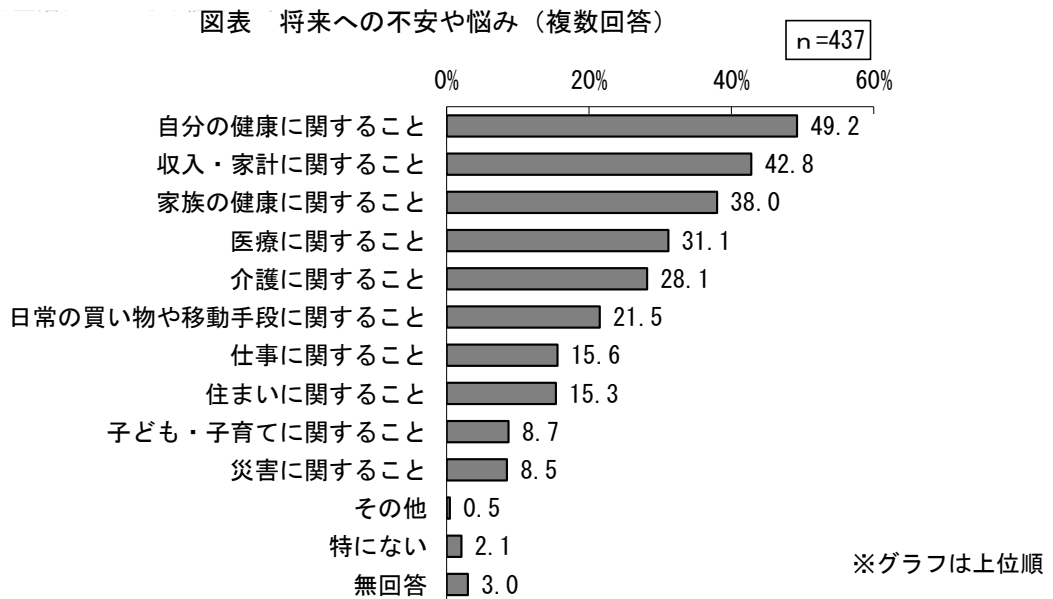
- 回答者の暮らしの中での困りごとについては、「買い物や通院などの外出が不便」（55.8%）、「話し相手、遊び相手が少ない」（15.6%）、「力仕事（家具の移動など）ができない」（11.4%）を上位に挙げています。



※グラフは上位順

### (3) 将来への不安や悩み

- 回答者の将来への不安や悩みについては、「自分の健康に関すること」が49.2%と最も高くなっています。次いで「収入・家計に関すること」(42.8%)、「家族の健康に関すること」(38.0%)が上位に挙がっています。
- 年齢別にみると、特に20歳代では「子ども・子育てに関すること」、75歳以上では「日常の買い物や移動手段に関すること」を上位に挙げています。



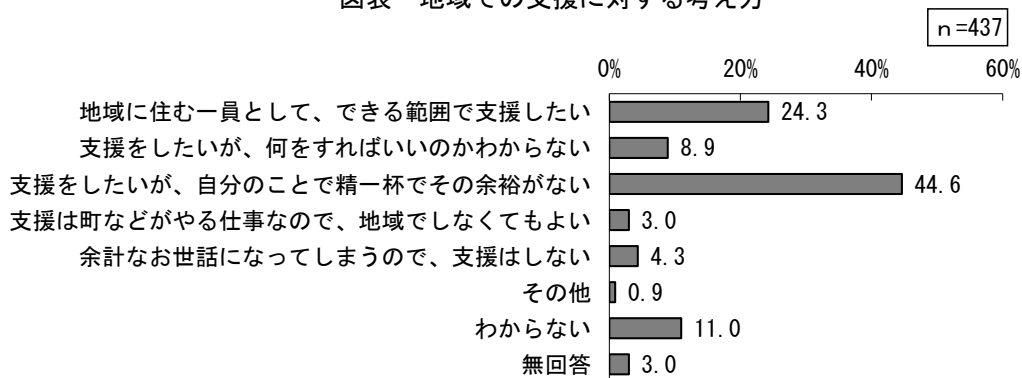
図表 将来への不安や悩み（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=34)	収入・家計に関すること 44.1%	仕事に関すること 38.2%	子ども・子育てに関すること 35.3%
30～39歳 (n=50)	収入・家計に関すること 50.0%	家族の健康に関すること 32.0%	介護に関すること 30.0%
40～49歳 (n=55)	収入・家計に関すること 56.4%	家族の健康に関すること 40.0%	医療に関すること 34.5%
50～59歳 (n=71)	自分の健康に関すること 50.7%	収入・家計に関すること 40.8%	医療に関すること 39.4%
60～64歳 (n=43)	自分の健康に関すること 60.5%	収入・家計に関すること 58.1%	家族の健康に関すること 46.5%
65～74歳 (n=116)	自分の健康に関すること 65.5%	家族の健康に関すること 43.1%	収入・家計に関すること 36.2%
75歳以上 (n=60)	自分の健康に関すること 61.7%	家族の健康に関すること 36.7%	日常の買い物や移動手段に関すること 33.3%

#### (4) 地域での支援に対する考え方

- 回答者の地域での支援に対する考え方については、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が44.6%と最も高くなっています。
- 年齢別にみると、いずれも「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」と回答した割合が最も高くなっている中で、20歳代、30歳代では「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が2割を占めています。

図表 地域での支援に対する考え方



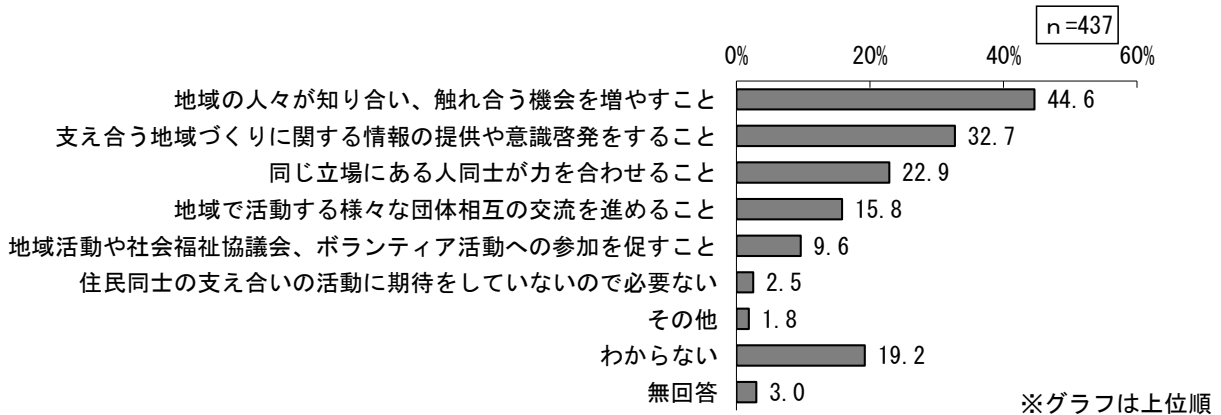
図表 地域での支援に対する考え方（性別・年齢別）

	できる範囲で支援したい	何をすればいいのかわからない	自分のことで精一杯	地域でなくてもよい	支援はしない	その他	わからない	無回答
20～29歳 (n=34)	17.6%	23.5%	32.4%	2.9%	8.8%	0.0%	11.8%	2.9%
30～39歳 (n=50)	12.0%	20.0%	42.0%	6.0%	8.0%	2.0%	10.0%	0.0%
40～49歳 (n=55)	14.5%	10.9%	47.3%	3.6%	5.5%	1.8%	12.7%	3.6%
50～59歳 (n=71)	39.4%	4.2%	43.7%	2.8%	1.4%	0.0%	4.2%	4.2%
60～64歳 (n=43)	32.6%	7.0%	39.5%	2.3%	4.7%	2.3%	9.3%	2.3%
65～74歳 (n=116)	25.9%	4.3%	45.7%	2.6%	3.4%	0.0%	15.5%	2.6%
75歳以上 (n=60)	18.3%	3.3%	56.7%	1.7%	3.3%	1.7%	10.0%	5.0%

### (5) 支え合う地域づくりへの取り組みについて

○ 回答者の支え合う地域づくりへの取り組みについては、「地域の人々が知り合い、触れ合う機会を増やすこと」が44.6%と最も高くなっています。次いで「支え合う地域づくりに関する情報の提供や意識啓発をすること」(32.7%)、「同じ立場にある人同士が力をあわせること」(22.9%)が上位に挙がっています。

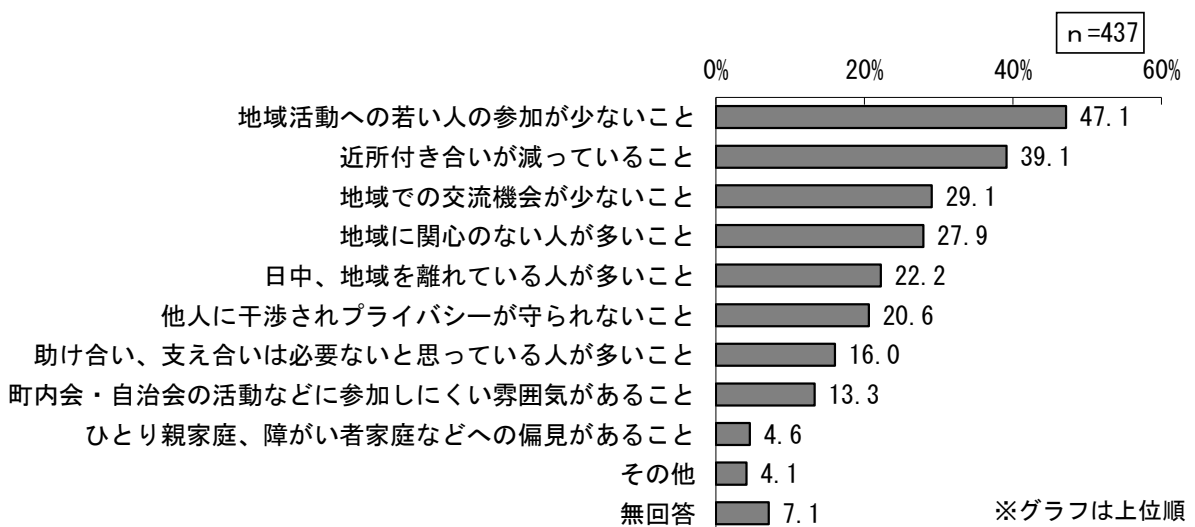
図表 支え合う地域づくりへの取り組みについて（複数回答）



### (6) 支え合いの地域づくりにおける課題について

○ 回答者の支え合いの地域づくりにおける課題については、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が47.1%と最も多くなっています。次いで「近所付き合いが減っていること」(39.1%)、「地域での交流機会が少ないこと」(29.1%)を上位に挙げています。

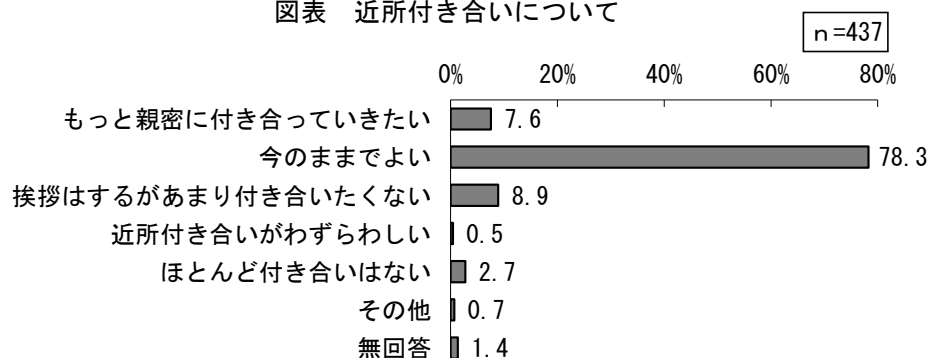
図表 支え合いの地域づくりにおける課題について（複数回答）



## (7) 近所付き合いについて

- 回答者の近所の方との付き合いは、「今のままでよい」が78.3%と最も高くなっています。
- 年齢別にみると、「ほとんど付き合いはない」と回答した割合は40歳代以下に多くみられ、若い世代の地域との関わりが低くなっていることがうかがえます。

図表 近所付き合いについて



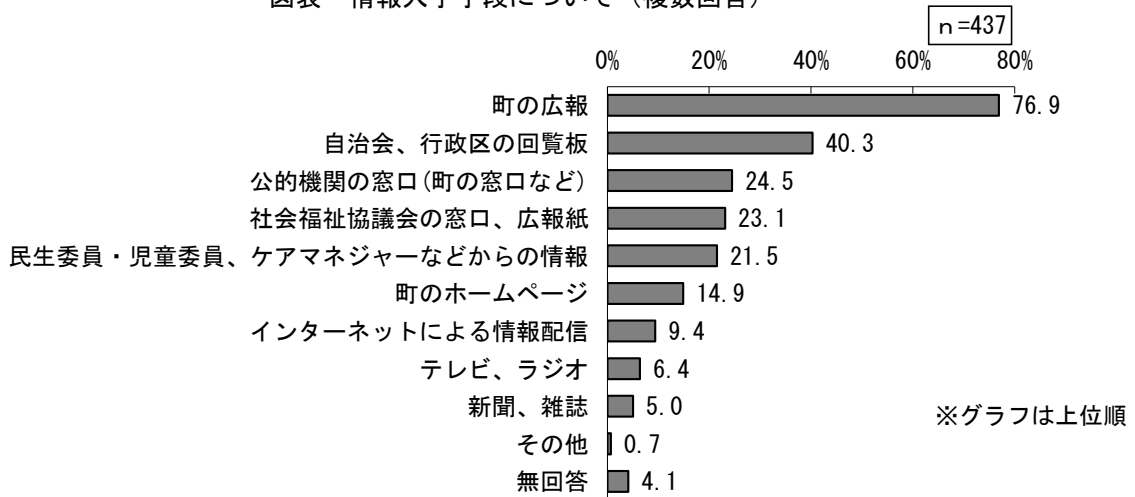
図表 近所付き合いについて（年齢別）

	もっと親密に付き合っていきたい	今のままでよい	挨拶はするがあまり付き合いたくない	近所付き合いがわずらわしい	ほとんど付き合いはない	その他	無回答
20～29歳 (n=34)	5.9%	73.5%	11.8%	2.9%	5.9%	0.0%	0.0%
30～39歳 (n=50)	0.0%	80.0%	14.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%
40～49歳 (n=55)	1.8%	72.7%	12.7%	1.8%	9.1%	1.8%	0.0%
50～59歳 (n=71)	9.9%	77.5%	9.9%	0.0%	0.0%	0.0%	2.8%
60～64歳 (n=43)	7.0%	86.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
65～74歳 (n=116)	8.6%	81.0%	6.9%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%
75歳以上 (n=60)	15.0%	75.0%	5.0%	0.0%	1.7%	0.0%	3.3%

### (8) 福祉情報の入手手段について

- 情報入手手段については、「町の広報」が76.9%と最も高く、次いで「自治会、行政区の回覧板」(40.3%)、「公的機関の窓口(町の窓口など)」(24.5%)が上位に挙がっています。
- 年齢別にみると、特に20歳代では「インターネットによる情報配信」、50歳代では「社会福祉協議会の窓口、広報紙」を情報入手手段として上位に挙げています。

図表 情報入手手段について(複数回答)



図表 情報入手手段について(性別・年齢別:上位3項目)

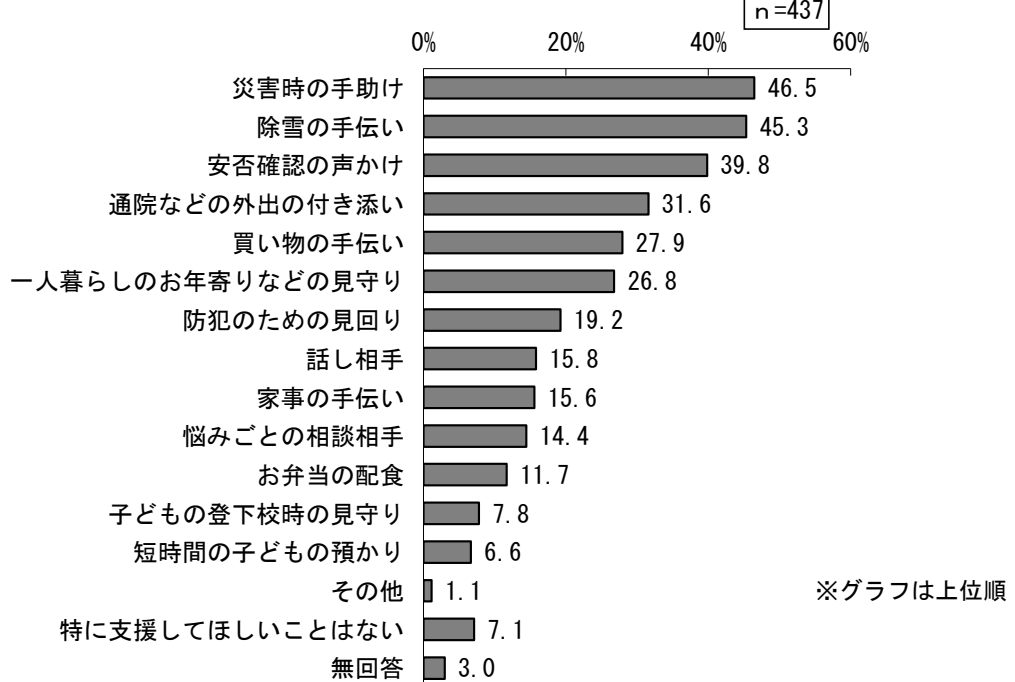
	第1位	第2位	第3位
20~29歳 (n=34)	町の広報 76.5%	町のホームページ 38.2%	インターネットによる情報配信 23.5%
30~39歳 (n=50)	町の広報 78.0%	公的機関の窓口(町の窓口など)・町のホームページ・自治会、行政区の回覧板 22.0%	
40~49歳 (n=55)	町の広報 81.8%	自治会、行政区の回覧板 34.5%	町のホームページ 25.5%
50~59歳 (n=71)	町の広報 74.6%	公的機関の窓口(町の窓口など) 39.4%	社会福祉協議会の窓口、広報紙 33.8%
60~64歳 (n=43)	町の広報 88.4%	自治会、行政区の回覧板 46.5%	公的機関の窓口 37.2%
65~74歳 (n=116)	町の広報 76.7%	自治会、行政区の回覧板 58.6%	民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどからの情報 31.0%
75歳以上 (n=60)	町の広報 70.0%	自治会、行政区の回覧板 53.3%	民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどからの情報 38.3%



### (9) 手助けが必要になったときの支援内容

- 回答者の手助けが必要になったときの支援内容は、「災害時の手助け」が46.5%と最も高くなっています。次いで「除雪の手伝い」(45.3%)、「安否確認の声かけ」(39.8%)が上位に挙がっています。
- 年齢別にみると、75歳以上では「買い物の手伝い」、「通院などの外出の付き添い」を上位に挙がっています。

図表 手助けが必要になったときの支援内容（複数回答）



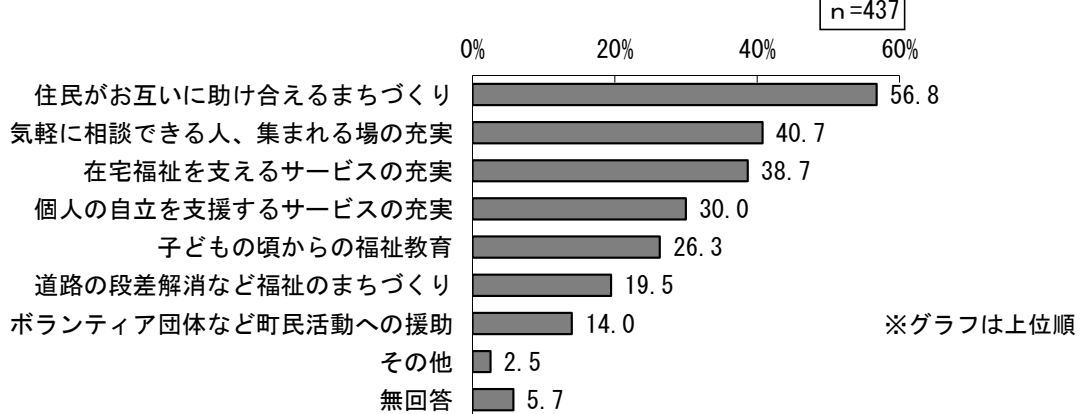
図表 手助けが必要になったときの支援内容（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=34)	安否確認の声かけ・除雪の手伝い 52.9%		災害時の手助け 47.1%
30～39歳 (n=50)	災害時の手助け 52.0%	除雪の手伝い 46.0%	安否確認の声かけ 42.0%
40～49歳 (n=55)	災害時の手助け 52.7%	除雪の手伝い 45.5%	安否確認の声かけ 40.0%
50～59歳 (n=71)	災害時の手助け 57.7%	安否確認の声かけ 42.3%	除雪の手伝い 39.4%
60～64歳 (n=43)	災害時の手助け 53.5%	安否確認の声かけ 51.2%	除雪の手伝い 41.9%
65～74歳 (n=116)	除雪の手伝い 47.4%	災害時の手助け 44.0%	安否確認の声かけ 33.6%
75歳以上 (n=60)	除雪の手伝い 43.3%	安否確認の声かけ 30.0%	買い物の手伝い・ 通院などの外出の付き添い 28.3%

### (10) 今後重要な福祉施策について

- 回答者の今後重要な福祉施策については、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が56.8%と最も多く、次いで「気軽に相談できる人、集まれる場の充実」(40.7%)、「在宅福祉を支えるサービスの充実」(38.7%)を上位に挙げています。
- 年齢別にみると、20歳代、60～64歳では「個人の自立を支援するサービスの充実」を上位に挙げています。

図表 今後重要な福祉施策について（複数回答）



図表 今後重要な福祉施策について（年齢別：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
20～29歳 (n=34)	住民がお互いに助け合えるまちづくり・ 個人の自立を支援するサービスの充実 47.1%		在宅福祉を支えるサービスの充実 35.3%
30～39歳 (n=50)	住民がお互いに助け合える まちづくり 46.0%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 40.0%	在宅福祉を支えるサービスの充実 36.0%
40～49歳 (n=55)	住民がお互いに助け合える まちづくり 41.8%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 40.0%	在宅福祉を支えるサービスの充実 38.2%
50～59歳 (n=71)	在宅福祉を支えるサービスの充実 43.7%	住民がお互いに助け合える まちづくり 42.3%	気軽に相談できる人、集ま れる場の充実 39.4%
60～64歳 (n=43)	住民がお互いに助け合える まちづくり 58.1%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 51.2%	在宅福祉を支えるサービスの充実・ 個人の自立を支援するサービスの充実 34.9%
65～74歳 (n=116)	住民がお互いに助け合える まちづくり 69.8%	在宅福祉を支えるサービスの充実 40.5%	気軽に相談できる人、集ま れる場の充実 37.1%
75歳以上 (n=60)	住民がお互いに助け合える まちづくり 73.3%	気軽に相談できる人、 集まれる場の充実 46.7%	在宅福祉を支えるサービスの充実 40.0%

## 4 地域福祉にかかる課題整理

### (1) 地域の活力や機能の維持、支え合い意識の向上

- 身近な地域は、家族や家庭の次に基本的なまとまり、つながりとなる単位です。少子化や高齢化、核家族化の進行、プライバシーの重視等により、地域によっては住民同士のつながりが薄れ、支え合いの低下が見受けられます。
- 地域の活力や機能を維持していくためには、日ごろからあいさつや声かけ等、顔の見える関係づくりが必要ですが、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加により、周囲の気づきやつながりを維持していくことが難しくなっています。
- 住民同士のつながりを大切にし、地域における支え合い機能を向上させるとともに、何か困ったことが起きたら、そこに行けば、解決できなくても一緒に知恵を出し合ってくれる誰かに出会える、そのような地域における孤立を防ぐ場や介護予防機能が求められています。

### (2) 地域での活動を担う人材の育成

- 本町の地域における支え合いは、自治会、民生委員・児童委員、保健協力員、ボランティア団体等、多様な主体によって行われていますが、地域で起こる困りごとや福祉課題は多様化しているほか、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念されます。そのため、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識を持ち、地域での活動に参加するとともに、活動を担う人材の育成に努める必要があります。

### (3) 制度の狭間にある住民への対応・包括的な支援の構築

- 高齢者・障害のある人、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会問題化、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居といった複数の課題を同時に抱えるケース等、現行の制度では解決が難しい課題が複雑化、複合化しつつあります。

### (4) 地域共生社会への取り組み

- 様々な福祉課題に対して適切かつ確実な支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

## (5) 福祉サービスの利用につながる仕組み・質量の確保、向上

- 困ったときにいつでも情報の入手や気軽に相談ができ、必要な支援につながるよう、わかりやすい情報の発信や身近な相談支援体制が必要です。
- 福祉サービスの利用に関しては、福祉サービスを必要とする人や福祉活動に参加を希望する人が必要とする情報を入手しやすい仕組みが重要であり、適切な情報やサービスを提供できるよう、引き続き、相談支援体制や情報提供の充実が求められています。
- 特に若い世代ではインターネット等を通じて“情報を探しやすくする”こと、年齢層が高まるとともに、民生委員や回覧板等“情報を受けやすくする”ことが求められます。
- ※権利擁護に関しては、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」との回答が半数以上を占めることから、制度の普及・啓発に努めるとともに、安心して福祉サービスを利用できるよう、利用者の権利擁護に取り組み、福祉サービスにかかる利用援助や成年後見制度の活用等を図りつつ、住民生活を支援していく必要があります。

### ※権利擁護

高齢や障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、福祉サービスの情報提供や助言、日常的な金銭管理、書類の預かり等の支援を受けることで、日常生活を送れるようにする活動を指します。

## (6) 互いを認め合う社会・権利擁護の推進

- 子どもから高齢者、障害のある人を含め、すべての住民の人権は尊重され、権利は擁護される社会環境が必要です。
- あらゆる世代で人権尊重意識、福祉意識の醸成を図ることをはじめ、支援の必要な人に向けた権利擁護制度の周知、事業者における権利擁護の徹底、偏見や人権侵害事例を発見・対応する関係機関との連携強化が重要となります。

## (7) 安全安心な地域社会・福祉のまちづくり

- 地域の安全と住環境の向上はより良い地域生活に不可欠な要件です。そのため、避難行動要支援者対策のほか、防犯、交通安全等の暮らしの安全対策、施設のバリアフリー化等、平常時から要援護者も安心して、より良い暮らしのできるよう、住環境の整備を含めた一層の地域安全対策を進めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

(基本理念)

誰もがいきいきと共に暮らす  
“わ”の地域づくり

少子高齢化が進行する中で、住み慣れた地域でのつながりを大切にし、安心していきいきと暮らすことができるよう、基本理念を「誰もがいきいきと共に暮らす“わ”の地域づくり」とします。

そして、町や社会福祉協議会、地域、住民が一体となって困ったときには支え合いの輪が築かれ、生活支援へ結びつける多様な情報提供や相談の手段を利用しながら自立を目指し、互いを尊重し合う、安全安心な地域づくりを目指します。

#### ～ 地域福祉の推進に向けた4つの視点 ～

##### 視点1：“気づき”

- ・やさしさと思いやりの心の醸成
- ・あいさつや地域の関わりを通じた支援の必要な人の把握 等

##### 視点2：“支え合い”

- ・担い手育成
- ・誰もが役割を持ち、互いに支え合う関係の構築 等

##### 視点3：“つながり”

- ・情報提供、相談等による福祉サービスの利用支援
- ・個人の尊厳や権利を守る取り組み
- ・自立した暮らしのできる支援体制 等

##### 視点4：“安全安心”

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉基盤
- ・防災・防犯・生活安全対策 等

## 2 基本目標

地域福祉の推進に向けた“気づき”、“支え合い”、“つながり”、“安全安心”の4つの視点を踏まえ、本計画の基本理念「誰もがいきいきと共に暮らす“わ”の地域づくり」の実現に向けた基本目標を掲げます。

### 基本目標1：一人ひとりの“気づき”を促します

住民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として主体的に捉え、関心を持つことが、地域福祉を推進していくための第1歩となります。

今後は、ふだんから身近な地域での関わりを通じて、住民の間に「何か困ったことがあるのではないか」という“気づき”、支援につながるよう、福祉教育・学習を推進することで、地域や福祉を「我が事」に変える意識づくりに取り組み、福祉への理解や意識の醸成に努めます。

また、身近な自治会組織での地域活動や趣味や生きがいづくり活動のほか、気軽に集える住民同士の交流・居場所づくりを通じて、様々な世代が交流できるきっかけづくりを進め、住民同士の関わりや顔の見える関係づくりを進めます。

### 基本目標2：身近な“支え合い”を築きます

地域や福祉の担い手は、地域福祉を推進するうえで、担い手の育成は引き続き重要であることから、今後は地域や福祉活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへと転換を図り、様々な活動の担い手に対する負担軽減につながるよう、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

また、多様な主体が連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて、地域での課題解決力を強化していくために、住民主体の地域福祉活動の現状、課題を踏まえつつ、活動の活性化に向けて、地域の多様な主体が連携・協働できる具体的な仕組みの構築に取り組みます。



### 基本目標3：困りごとを支援に“つなぐ”体制をつくります

地域には様々な人々が暮らしており、住民生活に求められる支援は、公的な制度では対応できない困りごとや複合的な課題、いざというときに求められる支援等、多岐にわたります。

そのため、住民が日常生活の中で何か困ったことに直面したときに、必要な福祉サービスや支援につながるよう、福祉サービスや支援に関するわかりやすい情報提供を推進するとともに、福祉ニーズに応じた相談や支援を受け、自らの意思と判断により、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、利用しやすい福祉サービス・支援体制づくりを目指します。

また、地域福祉活動を通じて支援を必要とする人を早期に発見し、必要な支援につながるよう、自立に向けた包括的な支援体制を構築します。

### 基本目標4：地域で“安全安心”に暮らす土台を整備します

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが地域で安心して自分らしく、ともに暮らす地域社会を築いていくための住まいや移動手段、生活や権利を守るための取り組みは、地域福祉の推進を支える重要な取り組みです。

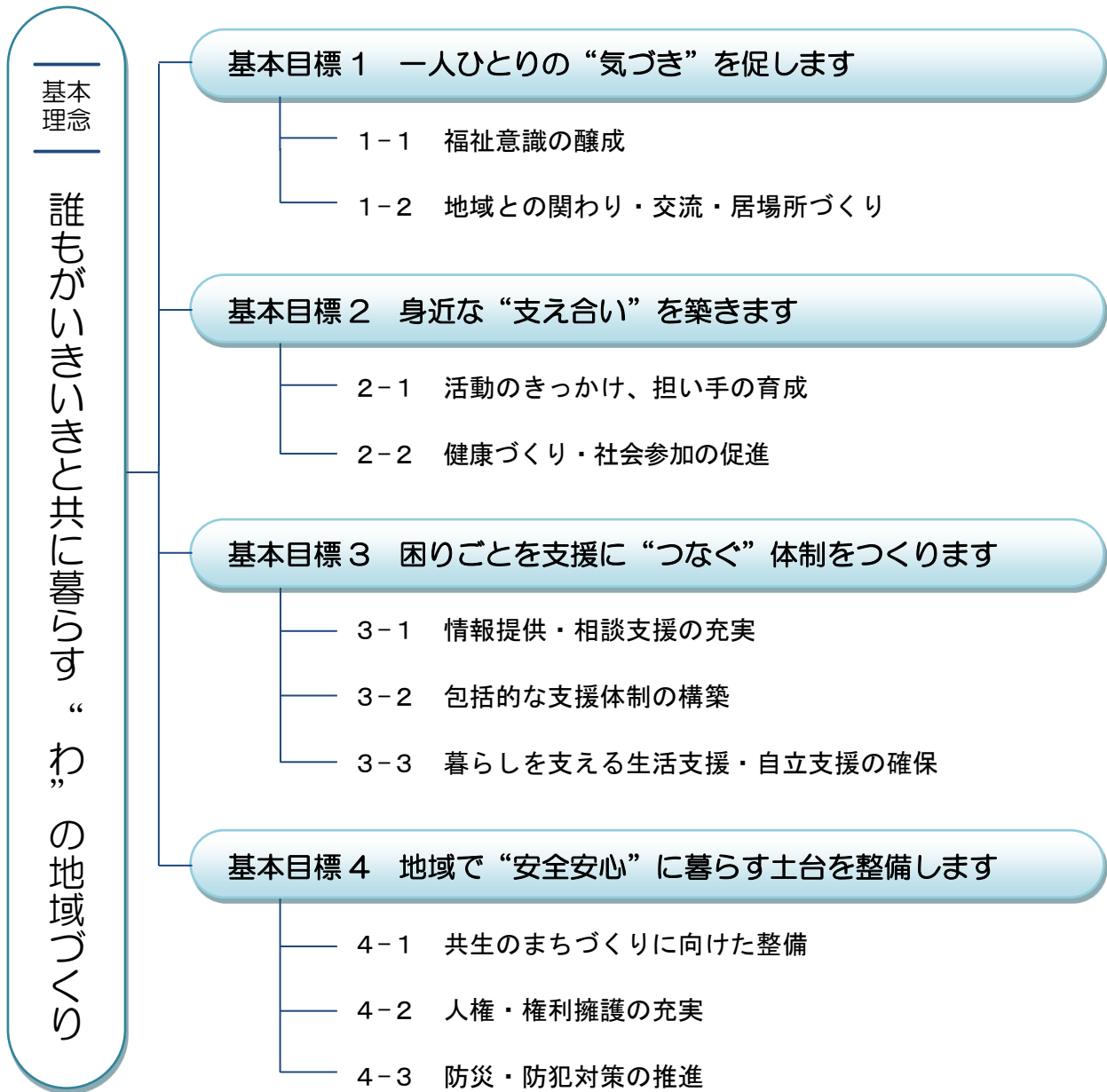
そのため、地域における福祉環境の整備を進めるとともに、権利擁護の支援に向けた取り組み、虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。

また、暮らしやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくり等に取り組むほか、緊急時・災害時に対応できる支援体制をはじめとする防災・防犯対策を進め、住民の安全安心の確保に努めます。

### 3 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 一人ひとりの“気づき”を促します

#### 施策1-1 福祉意識の醸成



##### 施策を取り巻く環境

- 地域での支え合い、助け合いといった地域福祉の土台となる地域力を高めていくためには、地域に暮らす一人ひとりが、地域の一員として福祉について関心を持ち、地域の課題を発見し、解決していこうという「我が事」の意識を高めていく必要があります。
- アンケート調査では、福祉全般への関心について、「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた回答者の8割が福祉全般に“関心がある”と回答しており、今後も関心を深める取り組みが引き続き求められます。
- こうした福祉意識を醸成していくためには、様々な機会を捉えて住民の意識啓発や理解を深める学習機会を通じて、主体的に地域福祉活動に参加する住民を拡大していくことが求められます。
- 特に、支え合いの地域づくりにおける課題として、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」を挙げており、早い時期からの福祉教育や、若い世代に関心を持ってもらうような周知・啓発が必要です。



##### 施策の方向性

###### [ 施策の実施方針 ]

- 多くの住民が福祉に関心を持ち、お互いを思いやり、理解することで、ともに暮らす地域住民として、互いに支え合い、助け合う土壌をつくります。
- 障害や認知症に対する理解等、身近にある福祉への理解を深めます。

[ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- ふだんの暮らしの中で起こる地域でのできごとや地域住民との関わりを通じて、支え合い、助け合いに関心を持ちましょう。
- 地域で起きている福祉の問題を自分のこととして捉えてみましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域活動に参加し、取り組んでみましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

1-1-1 : 福祉意識の醸成

---

地域福祉に関する情報の広報・啓発を通じて、地域での支え合いや助け合いの大切さについて理解を深めます。

また、各福祉団体と連携し、福祉を題材とした講演会等を開催することで、福祉への理解の促進を図ります。

1-1-2 : 福祉教育・体験学習の推進

---

地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、学校での体験学習や地域での様々な活動への参加体験等、子どもの頃からの支え合いや助け合いの意識の醸成に努めます。

1-1-3 : 障害に対する理解

---

障害者がスムーズに地域社会へ移行し、自立した生活を営むために、障害者週間事業や多世代間の交流を通じた理解の促進等を行い、障害のある人に対する理解を深め、誰もが役割を持ち、主体的に活動できる地域づくりを進めます。

1-1-4 : 認知症に対する理解

---

町民への認知症に関する情報提供を図り、認知症高齢者への正しい理解を深めていきます。実施にあたっては、認知症に関する事業や支援の必要性が町民や関係機関に十分認識され機能するよう、周知方法について検討を進めます。

## 施策1-2 地域との関わり・交流・居場所づくり



### 施策を取り巻く環境

- 地域では、高齢者世帯の増加や近所付き合いの薄れなどにより、地域での支え合い機能の低下、暮らしの中で不安を感じるが多くなっています。
- 障害のある人、子育て家庭等、それぞれに同じ悩みを抱えている人がいます。そのような人が悩みをひとりで抱え込んでしまわないよう、地域の中で顔の見える関係をつくる必要があります。
- アンケート調査では、近所付き合いが「ほとんど付き合いはない」と回答した割合が40歳代以下に多くみられ、若い世代を中心に地域のつながりが薄れていくことが懸念されることから、地域の中に気軽に集うことのできる場や関わり、交流機会を増やしていくことが大切になっています。
- 地域福祉活動は、あいさつや声かけ、隣近所に住んでいる障害のある人、高齢者等の様子を気にかけること、雪かきやごみ出しの手伝い等も、身近で取り組める大切な活動です。こうした地域との関わりを通じて、地域への理解を深めていくことも重要となります。



### 施策の方向性

#### [ 施策の実施方針 ]

- あいさつや声かけ等、地域とのつながりや関わりを通じて、地域への関心を深めます。
- 誰もが気軽に集える場所や交流機会を創出し、社会参加や地域との関わりを増やします。

#### [ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

- 自分自身、各家庭で
  - あいさつや声かけを積極的にしましょう。
  - 子育てや介護はひとりで悩まず、身近な人に相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 清掃活動、地域行事、サロン活動等の地域の活動に参加しましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

1-2-1 : あいさつ運動、声かけ運動の推進

---

家庭内や隣近所等の身近なところからあいさつや声かけを行い、地域内での子ども、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯、障害のある人等の見守り等を行い、地域で支える取り組みを推進します。

また、ほのぼの協力員を中心に地域の見守りのネットワークを広げ、定期的な情報交換会等を行い、協力員同士での地域で支援の必要な住民等の情報共有を図ります。

1-2-2 : 自治組織活動への支援

---

自治会運営に必要な情報や災害時の連絡方法等を再確認し、さらに活動が円滑に運営できるよう支援します。

また、自治会の未加入者に対する加入促進を支援します。

1-2-3 : 通いの場等の活動支援

---

高齢者や子育て世代等、誰もが気軽に集える場所を目指し、設立支援、初期段階の活動支援等を行うことで、社会参加や地域でのつながりづくりを充実させます。

1-2-4 : 地域子育て支援拠点事業等の推進

---

子育て支援センター「ほほえみ」において、子育て中の親が自由に集い、交流できる場として、また、地域子育て支援の中核的施設として、育児サークルの活動を支援するとともに、育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、保護者同士の交流促進をはじめ、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行います。

また、保育園入所前の幼児と子育て家庭の保護者が集い、遊びや学習を介して交流できる機会の充実を図ります。

1-2-5 : 地域で子育てを支える支援の強化

---

子どもを育む育児サークルや子育て支援センター、体験学習活動等を支援する多様な主体の参画を促し、地域ぐるみで子育てを支援する機運を醸成します。

また、男女共同参画できる社会環境の整備を進め、地域で子育てを支える支援の強化します。

1-2-6 : 子ども会活動の支援

---

子ども会活動の活発化のため、行事や地域活動等を介した子どもの異年齢・世代間交流の促進、指導者、リーダーの養成を支援します。



---

### 1-2-7 : 子どもの居場所づくりの充実

---

放課後の子ども達の安全安心な居場所として放課後児童健全育成事業（レッツふかうら事業）をはじめ、多様な体験学習機会等を実施し、子ども達が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

また、障害のある子どもが放課後や長期休業中において安心して過ごすことができるよう、放課後等デイサービス、日中一時支援事業等の周知・拡大に努めます。

---

### 1-2-8 : 世代間交流の促進

---

社会的孤立、ひきこもり等を防ぐため、通いの場やいきいき交流会、地域行事等を通じて世代間交流や地域における交流を促進します。

また、幅広い世代の交流の場となるよう、社会教育の方針と目標に沿って、生涯学習を推進します。

## 基本目標 2 身近な“支え合い”を築きます

### 施策 2-1 活動のきっかけ、担い手の育成



#### 施策を取り巻く環境

- 高齢化に伴い、地域福祉活動の担い手の高齢化、または固定化が進み、ひとりが複数の役割を兼務するなど、地域における担い手の確保が困難になっており、持続可能な活動としていくためには、活動を担う人材や活動団体を育成・確保することが重要となっています。
- アンケート調査では、地域の活動やボランティアについて、「現在活動している」回答者は 19.7%であり、地域での支援に対する考え方については、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」といった意見が多くみられます。
- 一方で「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」といった意見も挙がっており、身近な地域との関わりを通じて、住民同士の支え合いや助け合いの輪を広げていくことで活動のきっかけを広げていくことも重要となります。



#### 施策の方向性

##### [ 施策の実施方針 ]

- 地域での支え合い、助け合う力（地域力）を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めます。
- あいさつや声かけ等、誰もが参加しやすい活動を通じて、お互いの顔の見える関係を構築し、地域活動へ参加する機会となるよう推進します。

##### [ 住民・地域に期待する取り組み ] （自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
  - 地域で行われている活動に関心を持ち、体験してみましょう。
  - 地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 地域活動を継続するため、担い手の育成に努めましょう。

## [ 町での取り組み・支援 ] (公助)

### 2-1-1 : 地域活動の人材育成

---

誰もが積極的に地域福祉活動に参加できるようなきっかけ・仕組みづくりを検討することや、地域懇談会の開催により地域住民等の意識向上を図り、活動に参画する人材を育成します。

### 2-1-2 : 地域福祉活動の中核となる担い手の育成

---

地域福祉活動の中核を担うことのできる人材として各種ボランティアの養成研修等の修了者の中から新たな人材の掘り起こしを図るほか、地域での介護予防活動の運営の参画に努めます。

また、次代のボランティア人材の発掘に向けて、学校と連携し、各種活動を通じて児童・生徒やその親世代の参加を促します。

### 2-1-3 : ボランティア活動の活性化

---

地域住民の主体的な参画と団体や行政の協働のもと、地域の福祉活動や交流活動の支援等に継続して取り組みます。

また、暮らしやすさを実現する地域福祉の推進に向けて、町と社会福祉協議会が連携し、ボランティア活動推進協議会の運営、ボランティア養成講座の拡充、ボランティア活動領域の拡大に取り組みます。

### 2-1-4 : 福祉団体等への活動支援

---

社会福祉協議会やボランティア団体が相互に連携を図り、様々な活動団体が交流できるよう支援するとともに、ネットワーク機能の整備を促進します。

また、団体間で相互交流や活動についての課題を共有し、各種団体の活動を促進するための支援に努めます。

### 2-1-5 : 認知症サポーターの養成

---

認知症の人や家族にやさしいまちづくりに向けて、認知症サポーターを引き続き養成し、町民への認知症に対する理解を深めていけるよう努めます。

また、地域と連携しながら活動機会や場所の充実に努めます。

## 施策2-2 健康づくり・社会参加の促進



### 施策を取り巻く環境

- 生涯を通じて健康づくりに取り組んでいくためには、ふだんから自らの健康を意識し、定期的に健診等を受けて生活習慣病の予防をするなど、健康に対する正しい理解を持つことが必要です。また、地域を拠点とした通いの場や、老人クラブ等の団体を通じて、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことも重要となります。
- 人口減少をはじめ、世帯構造の変化や地域におけるつながりの希薄化が進む中、社会的な孤立やひきこもり等の増加は、必要な支援の発見を遅らせる要因として、また、\*フレイルや要介護者を増加させる要因として懸念されています。
- 孤立しがちな人、課題を抱えてひきこもりがちな人も含め、身近な地域で誰もがいきいきと暮らせるよう、身近な地域での活動を通じて社会参加を促進していくことが求められています。

\*フレイル：

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、加齢とともに身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。



### 施策の方向性

#### [ 施策の実施方針 ]

- 住民が主体となって取り組む健康づくりや介護予防を推進することで、健康寿命を延ばしていきます。
- 誰もがその人らしくいきいきと暮らす場や機会となる生きがいづくりや社会参加の場の創出に努めます。

#### [ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

- 自分自身、各家庭で
  - 「自分の健康は自分で守る」意識を持ちましょう。
  - 自らの意思や意欲を持って、地域活動や就労等に取り組みましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 自らの健康状態の確認と疾患の早期発見・早期治療等のため、健診を受けましょう。
  - 元気な高齢者への参加を呼びかけるなど、積極的な地域活動への参加を促しましょう。

## [ 町での取り組み・支援 ] (公助)

### 2-2-1 : 介護予防を目的とした健康づくりの推進

---

壮年期からの各種健（検）診や事後指導、健康教室等を利用し、町民自らが食生活や運動等の生活習慣改善並びに疾病の早期発見・治療ができるよう取り組みます。

また、冬期間の運動機会の提供と習慣づけを目的とした「冬の運動不足解消プログラム」等の教室を開催し、併せて運動しやすい環境づくりを関係課と連携しながら行います。

### 2-2-2 : 保健活動の充実

---

疾病の早期発見・早期治療に結びつけるためにも、健康づくり組織等と連携して受診勧奨を行い、各種健（検）診の受診率向上に努めるとともに、受診者の経済的負担軽減を図るため、健（検）診の無料化を継続します。

また、健診受診者自ら生活習慣改善できるよう、保健指導や各種健康教室等を開催します。

### 2-2-3 : 母子の健康づくり

---

妊産婦や乳幼児への各種健診、訪問指導を通じて、妊娠期から出産後の乳幼児期、その後の子育ても含め継続的に適切な情報提供を行うとともに、乳幼児を対象に発育、発達状況の確認と疾病の早期発見、保護者の育児上の不安や悩みを相談できる場を提供することで、安心して子育てのできる環境をつくります。

### 2-2-4 : 高齢者の社会参加

---

高齢者の能力や技術、経験を生かして、就労を通じた生きがいづくりと社会参加を促進します。

また、生きがい活動推進事業等により、高齢者の生きがいと健康づくりと介護予防を目的とした健康体操及びレクリエーション活動を実施し、高齢者の社会参加を促進します。

### 2-2-5 : 老人クラブへの活動支援

---

高齢者同士の主体的な活動の場である老人クラブに対する活動支援を行うとともに、広く高齢者の加入を促します。特に60歳代の老人クラブへの参加を確保することにより、活動の活性化とリーダーの育成を推進します。

また、多様な高齢者の関心に対応した活動を支援するため、高齢者の健康づくりや介護予防への取り組みも含め、活動内容の多様化・充実を図り、地域福祉を積極的に担う団体としてより開かれた活動となるよう支援していきます。

## 2-2-6 : 障害者団体への活動支援

---

障害者の自立や社会参加を促進する組織として、手帳交付時等の機会を通じて障害者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。

## 基本目標3 困りごとを支援に“つなぐ”体制をつくります

### 施策3-1 情報提供・相談支援の充実



#### 施策を取り巻く環境

- 支援を必要としている誰もが必要な情報を得られるよう、多様な手段で情報を発信したり、利用者の視点に立ったわかりやすい内容で情報を提供するなどの配慮が求められます。
- アンケート調査では、情報入手手段について、「町の広報」、「自治会、行政区の回覧板」、「公的機関の窓口（町の窓口等）」が上位に挙がっていますが、20歳代では「インターネットによる情報配信」、50歳代では「社会福祉協議会の窓口、広報紙」を上位に挙げるなど、情報を得る方法は、世代によって異なっています。
- 住民の抱える困りごとは様々で、支援を必要としている住民の抱える課題の多様化、複雑化が進んでおり、対象者別の福祉制度に沿った相談支援だけで対応することが困難なケースも現れています。
- 支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、相談窓口の周知を図るほか、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援や福祉サービスにつなげるような体制づくり、関係機関等との連携が求められます。
- 自殺対策としては、地域による身近な相談役となるゲートキーパーの育成等の対策を推進することが求められています。



#### 施策の方向性

##### [ 施策の実施方針 ]

- 支援を必要とする人に適切な情報が行き届くよう、情報提供手段等、福祉の情報を適切に入手できる仕組みづくりを進めます。
- 各種相談窓口の周知に取り組むとともに、住民が安心して相談しやすい体制、必要なときに適切な支援につながる体制を整えます。

[ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 広報紙や回覧板等はよく読んで、自らも情報を得るように心がけましょう。
- 様々な福祉サービスについて、広報紙やホームページ、パンフレット等に目を通し、情報を入手しましょう。
- 困りごとを家族や個人だけで抱え込まず、近所の人や、民生委員・児童委員、役場、社会福祉協議会、地域包括支援センター等に積極的に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて民生委員・児童委員等へ相談することで支援につなげましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

3-1-1：情報提供体制の充実

---

希望する情報の内容や情報を得る手段は、住民によって異なることを踏まえ、広報、ホームページ、各種パンフレット等、多様な媒体を活用し、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手できるよう配慮します。

また、言語聴覚士の配置等、一人ひとりの困りごとに合わせた「合理的配慮」を心がけます。

3-1-2：相談窓口の周知及び連携体制の強化

---

地域住民等が相談窓口気軽に相談できるよう、各種相談窓口の役割や機能について周知に努めるとともに、分野を横断する課題についても各窓口の連携によって、支援を必要とする人への支援につながる情報提供や相談体制づくりに努めます。

また、身近なところで気軽に相談できる場として、施設や事業所等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源と地域の連携を図ります。

3-1-3：相談員の資質の向上

---

民生委員・児童委員や各種専門相談員等、住民への相談活動を行う人が、相談内容について適切な対応や情報提供ができるよう、知識、技術等の習得を支援します。



## 施策3-2 包括的な支援体制の構築



### 施策を取り巻く環境

- 保健福祉施策は、健康づくり、高齢福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等、施策や制度が対象ごとに構築され、改善、推進が図られてきましたが、その一方で、ひきこもり問題や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）等、各制度の狭間にある問題や、問題の複雑化、複合化が課題となっています。
- 特に制度の狭間にあってサービス利用が難しい人や、何らかの福祉サービスを必要としながらも、様々な理由からサービス利用や支援に結びついていない人に対しては、顕在化したときには症状が重度化している場合も考えられるため、早期発見に向けて、多様な主体が重層的に取り組む必要があります。
- こうした各制度の狭間にある問題や、問題の複雑化、複合化に対しては、\*フォーマル、インフォーマルを問わず、多くの担い手が連携していく、包括的なケアマネジメントが求められます。
- 地域で起こる様々な福祉課題について、自身にも起こりうる問題として受け止め、互いに連携して解決していくためのつながり（ネットワーク）を地域で作り上げていく必要があります。

\*フォーマル、インフォーマル：

自治体や専門機関等、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティア等による、制度に基づかない非公式な支援のこと。



### 施策の方向性

#### [ 施策の実施方針 ]

- 住民の抱える様々な困りごとを発見し、支援につなぐことができるよう仕組みづくりを進めます。
- 保健福祉をはじめとした必要な関係分野、多様な主体との連携により、包括的に支援ができるよう支援体制を整えます。

[ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 一人ひとりが地域での見守りや近所付き合いを通して、家族や周囲の困りごとの気づきに努めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 困っている人を把握したときには、相談窓口や民生委員・児童委員、地域包括支援センター等へつなぎましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

3-2-1：サービスや支援の必要な対象者の把握

---

身近な地域での福祉活動や民生委員・児童委員と連携し、福祉サービスを必要とする人の把握に努めるほか、各種健診、調査等を通じてサービスや支援の必要な対象者や福祉ニーズを把握します。

また、関係者・機関との連携により、重層的な見守り・発見・相談・支援のネットワークづくりを推進します。

3-2-2：地域でできる支援の検討

---

地域座談会等の開催等を通じて、地域で住民同士が話し合い、地域の福祉課題を共有する機会を設け、福祉課題の把握に努めます。

3-2-3：地域福祉ネットワークの構築

---

地域において支援の必要な方への通いの場や見守り活動、安否確認活動等、身近な地域での小地域福祉活動の充実に努め、関係団体や住民同士の連携を強化します。

また、活動等を通じて把握した、様々な課題や新たなニーズに対応した生活支援についての検討や、住民同士で課題を解決する仕組みづくりをめざします。

3-2-4：包括的な支援体制の構築

---

国や各分野での制度の動きを見据えながら、地域包括ケアシステム等を着実に推進するとともに、生活支援体制整備事業の実施や地区分会活動の強化、他の事業との連携により、見守りや、安否確認、日常的な生活支援活動を展開し、多様な福祉ニーズや複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題に対応するため、「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築に向けた検討を進めます。

また、保健・医療・福祉包括ケアシステムの深化を図り、「青森県型地域共生社会」の形成に向けて取り組みます。

### 3-2-5：生活支援コーディネーターの活動支援

---

生活支援の担い手の養成やサービスの開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーターが円滑に活動できる体制づくりに向けて庁内及び関係団体等とも連携して進めます。

また、生活支援コーディネーターの活動をより効果的なものとするため、地域による「生活の中のちょっとした困りごとに対する支え合いの仕組み」の構築に向けて、啓発や学習機会、協議体の設置を通じて地域の理解を深め、担い手の確保に努めます。その際、高齢者も支え手として地域とともに支え合う地域づくりを目指します。

### 3-2-6：地域包括支援センターの機能強化

---

高齢者が抱える課題や困難事例への対応をきめ細やかに行うため、各サービス提供事業所のケアマネジャー、関連機関と連携し、課題解決に向けた検討を支援し、地域包括支援センター機能が十分発揮されるよう体制を整備します。

### 3-2-7：地域自立支援協議会の機能強化

---

各相談機関に寄せられる相談内容や今後地域で求められる取り組み等について必要な情報の提供や共有を行うほか、障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、つがる西北五自立支援協議会において、地域生活支援拠点等整備、精神障害にも対応した包括システムの構築に向けて検討を進めます。

## 施策3-3 暮らしを支える生活支援・自立支援の確保



### 施策を取り巻く環境

- 町では、高齢者、障害のある人、子ども・子育ての分野において、それぞれの方や制度による各種福祉サービスを提供していますが、そのほかにも住民が求めている支援は多様化しており、住民のニーズを把握しつつ、一人ひとりが適切なサービスを選択し、利用できる体制を整備する必要があります。
- アンケート調査では、暮らしの中での困りごとについて、「買い物や通院などの外出が不便」という声も多かったため、移動が困難な方の支援については、既存のサービスを含め、検討することが求められます。
- 平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴い、本町においても経済的な困窮や社会的な孤立により、今後の生活に不安を感じる方や、生活保護に至る前の方々を対象に、経済的・社会的な自立に向けた支援につなげていくことが求められます。
- 若者の自立・就労支援については県と、更生保護、犯罪者の更生支援や犯罪の予防啓発については、鯉ヶ沢地区保護司会と連携して自立支援を行っています。



### 施策の方向性

#### [ 施策の実施方針 ]

- 支援を必要とする人が適切なサービスや支援を利用し、自立した生活を送ることができるよう、包括的な支援に取り組みます。

#### [ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

- 自分自身、各家庭で
  - 制度や福祉サービスについて、正しく理解しましょう。
  - 生活の不安や悩みをひとりで抱えず、町や関係機関に相談しましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、必要な支援につなげましょう。
  - 手助けできる支援があれば、積極的に取り組みましょう。

## [ 町での取り組み・支援 ] (公助)

### 3-3-1 : サービスの質の向上

---

利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、サービス提供事業所への指導やケアマネジャーに対する指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。

また、地域や福祉団体、サービス提供事業所と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。

### 3-3-2 : 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

---

住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者や様々な相談支援を通じて、支援を必要とする人のサービス利用促進に努めます。

### 3-3-3 : 在宅での自立生活支援

---

町内の在宅の高齢者が、住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう在宅福祉事業を実施し、できる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるための支援や自立した生活を確保するために必要な支援を総合的に実施します。

また、介護は必要としないまでも、見守りや支援が必要な高齢者の日常生活の自立を支援し、閉じこもりの予防を図ります。

### 3-3-4 : 生活支援サービス体制の整備

---

高齢者とその家族の自立を支える視点に主眼を置き、生活支援コーディネーターとともに、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携等、多様な主体による重層的なサービス提供体制づくり等を進めます。

町社会福祉協議会が中心となり、支援の必要な高齢者と生活支援サポーターを仲介・派遣し支援する「生活支援サポートセンター」の活動を支援し、新たなニーズの掘り起こしや支え合いの創出に努めます。

### 3-3-5 : 地域生活支援拠点等の整備

---

障害のある人が自らの生活の在り方を決めることができるよう、個々の状況や必要に応じて自立生活に必要な障害福祉サービス提供ができる基盤を整備します。

また、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援に求められる①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的な人材の確保・養成、⑤地域の体制の5つの機能に対応する地域生活支援拠点等の整備を進めます。

### 3-3-6 : 子育て支援・保育サービスの充実

---

多様な子育て支援ニーズへの対応や、仕事と子育てを両立できる環境づくりに向け、保育サービスの充実を図り、男女共同による子育てを推進します。

### 3-3-7 : 生活困窮者への支援

---

生活保護制度に基づく支援とともに、関係機関との連携のもと、個々の状況に応じて自立を促進します。

また、関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じて、相談支援をはじめ生活福祉資金の貸付や生活支援等により自立を促進します。

さらに、就労困難な社会的弱者に対し、関係機関、民間企業の協力を得ながら、就労による経済的自立を支援します。

### 3-3-8 : 公共交通、移動支援の検討

---

既存路線や福祉サービス等を考慮し、町全体として利用しやすさ、交通弱者への配慮等に視点を置いた公共交通体系の構築等、地域の状況を踏まえ移動が困難な住民に対して支援します。

## 基本目標4 地域で“安全安心”に暮らす土台を整備します

### 施策4-1 共生のまちづくりに向けた整備



#### 施策を取り巻く環境

- 誰もが利用しやすい施設の整備や改修等に努めていますが、物理的障壁（バリア）をハードによる整備や制度による支援のみで取り除くことは難しく、障害の有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、安心して暮らすことができる共生のまちづくりを進めるため、ともに暮らす住民同士の支え合いを通じて、障壁（バリア）を越える取り組み（ソフト・ハードの両面からの取り組み）が求められます。
- 平成29年介護保険法と障害者総合支援法の改正による\*共生型サービスでは、サービス利用者や介護する家族の利便性向上が期待されています。

\*共生型サービス：

同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する取り組み。



#### 施策の方向性

##### [ 施策の実施方針 ]

- 誰もが地域で安心して暮らせる共生のまちづくりをソフト・ハードの両面から推進します。
- 共生型サービス等、利用者視点に立った生活基盤、サービス提供基盤の確保に努めます。

##### [ 住民・地域に期待する取り組み ] （自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
  - ヘルプカードやヘルプマーク等、支援の必要な人をみかけたら、積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- 地域や仲間とともに
  - 支援や協力を求められた場合には、積極的に手助けを行きましょう。
  - 施設を安全に使えるよう、介助が必要な人を手助けしましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

4-1-1 : 公共施設等のバリアフリー化の推進

---

既存の公共施設等については、「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、新たに整備するものについては、\*ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

また、道路や歩道を整備する際は、段差の解消や安全な道路環境の整備に努めるほか、住民の誰もが自然に支え合うことができるよう、心のバリアフリー化を推進します。

\*ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、年齢や性別の差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報・環境の設計（デザイン）のこと。

4-1-2 : 暮らしやすい住まいの確保

---

各種制度の周知及び利用促進を図り、住まいの段差解消やリフォームによる住宅改修、福祉機器等、暮らしやすい住環境の整備のほか、グループホーム等の整備について検討します。

4-1-3 : 「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及促進

---

困っていることや支援が必要なことをうまく伝えられない住民が、周囲に支援を求める手段として活用する「ヘルプカード」・「ヘルプマーク」の普及を図り、思いやりの心を醸成とともに、地域やまちなかでの支え合い、助け合いを促進します。

4-1-4 : 共生型サービスの検討

---

今後の利用者ニーズ等を踏まえ、共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの整備について検討を進めます。



## 施策4-2 人権・権利擁護の充実



### 施策を取り巻く環境

- すべての住民が生活の様々な場面で、権利を侵害されたり、虐待等により個人の尊厳が冒されることのないよう取り組んでいく必要があります。
- とりわけ虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であり、そのためには、要保護児童対策地域協議会において、民生委員・児童委員や児童相談所等の関係機関との連携を密にした対応が求められます。
- 福祉サービスの利用にあたっては、利用者自らの意思で契約をする必要がありますが、認知機能が低下している人や知的、精神障害等、判断能力が不十分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況になったり、詐欺等消費者被害に遭うおそれもあります。
- 今後、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化により、その人の意思が最大限に尊重され、地域で自立した生活が送れるよう<sup>\*</sup>成年後見制度等の必要性がより一層高まることが予想されます。そのため、成年後見制度や<sup>\*</sup>日常生活自立支援事業の周知と権利擁護の推進が必要です。
- 成年後見制度の普及や利用促進については、制度の認知度が低いこともあり、さらなる取り組みが求められます。

#### <sup>\*</sup>成年後見制度

高齢や障害、認知症等により、判断能力が衰えてしまった方がいる場合、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから守ることができる制度。

#### <sup>\*</sup>日常生活自立支援事業

十分な意思決定能力を持たない方々を対象に、社会福祉協議会が実施している事業で、福祉サービス利用手続に関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。



### 施策の方向性

#### [ 施策の実施方針 ]

- 様々な差別や偏見を一人ひとりが解消し、排除しない地域づくりを進めます。
- 権利擁護にかかる制度の利用促進に取り組みます。

[ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

■ 自分自身、各家庭で

- 日常生活自立支援事業、成年後見制度等の制度について理解を深めましょう。
- 認知症について理解を深め、本人や家族の視点に立ちながら接しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 虐待と思われることを見たり聞いたりしたら、役場等の関係機関に速やかに通報しましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

4-2-1：権利擁護に関する制度の周知と利用促進

---

様々な機会を通じて、判断能力が十分でない方を守る成年後見制度、日常生活自立支援事業(あっぷるハート)の普及に努め、制度を必要とする人の権利が守られるよう、体制の整備とともに、制度の周知と利用促進を図ります。

4-2-2：虐待・ドメスティックバイオレンス(DV)の早期発見・早期対応

---

地域において子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力(DV)を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等を推進します。

また、虐待の通報義務等について周知を図るとともに、民生委員・児童委員や住民、関係機関との連携を密にし、要援護者の早期発見に努めます。

4-2-3：高齢者・子ども・障害のある人の虐待防止ネットワークの強化

---

関係者及び地域とのネットワークを強化し、虐待の早期発見に努め、防止に向けた取り組みを推進するとともに、虐待を受けた高齢者や子ども、障害のある人への保護並びに養護者に対する適切な支援を行います。

また、対象者やその家庭に重層的に課題が存在している場合等の困難事例を把握した場合は、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行います。

さらに、職員の資質の向上や秘密の保持等、体制の強化に努めます。

4-2-4：成年後見制度の普及・啓発及び利用促進(成年後見制度利用促進基本計画)

---

本町における「成年後見制度利用促進計画」を策定し、中核機関の整備・運営を行い、関係機関等による連携体制の強化を図ります。

◎ 深浦町成年後見制度利用促進基本計画

本項目における取り組みを、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づ

く、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画（以下、「本基本計画」とします。））として位置付け、以下の施策に取り組みます。

### ① 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みづくりが必要です。

そのため、地域連携ネットワークにおける個別の協力活動のほか、困難事例に対するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

#### ○ 中核機関

本基本計画において、「\*権利擁護センターあじがさわ」を地域連携ネットワークに必要な関係する団体等とのコーディネートを行う中核機関として位置付けます。

#### 「\*権利擁護センターあじがさわ」について

権利擁護センターあじがさわは、鯉ヶ沢町社会福祉協議会内にある併設機関です。深浦町・鯉ヶ沢町の2町・2社協共同による中核機関の設置・ネットワーク構築を行います。（国からの通知により広域での委託が可能となっています。）

#### ○ 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

地域連携ネットワーク及び中核機関では、次のような役割を担います。

図表 地域連携ネットワークの役割

内容	具体的な取り組み
広報業務	・制度パンフレット、リーフレットを作成します。 ・住民や関係機関の専門職等に対して出前講座の開催や勉強会を実施します。
相談業務	・2町の地域包括支援センターを1次相談窓口、権利擁護センターあじがさわを2次相談窓口とし初期相談から終結までを円滑に支援する体制を構築します。 ・検討・専門的判断会議を開催し、個別ケースへの支援内容の検討を実施します。
利用促進業務	・成年後見制度申立てに係る書類作成の支援を行います。 ・市民後見人の育成・活用を行います。
後見人支援業務	・本人と後見人が孤立せず、支える「チーム」を構築し、チーム員会議を実施します。
不正防止機能	・随時の報告体制を含めた家庭裁判所との連携構築をめざします。

### ② 市民後見人の育成・活動の推進

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に取り組み、その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

### ③ 権利擁護センターあじがさわの機能強化

権利擁護に関する相談・対応、成年後見制度の周知・啓発、申立てに係る手続支援、

親族後見人に対する相談支援、市民後見人の育成・支援を推進するとともに、地域連携ネットワークの中核機関として関係団体等のコーディネーターの役割を担うなど、成年後見制度に関するワンストップ窓口としての機能強化を図ります。

④ 成年後見制度の利用支援

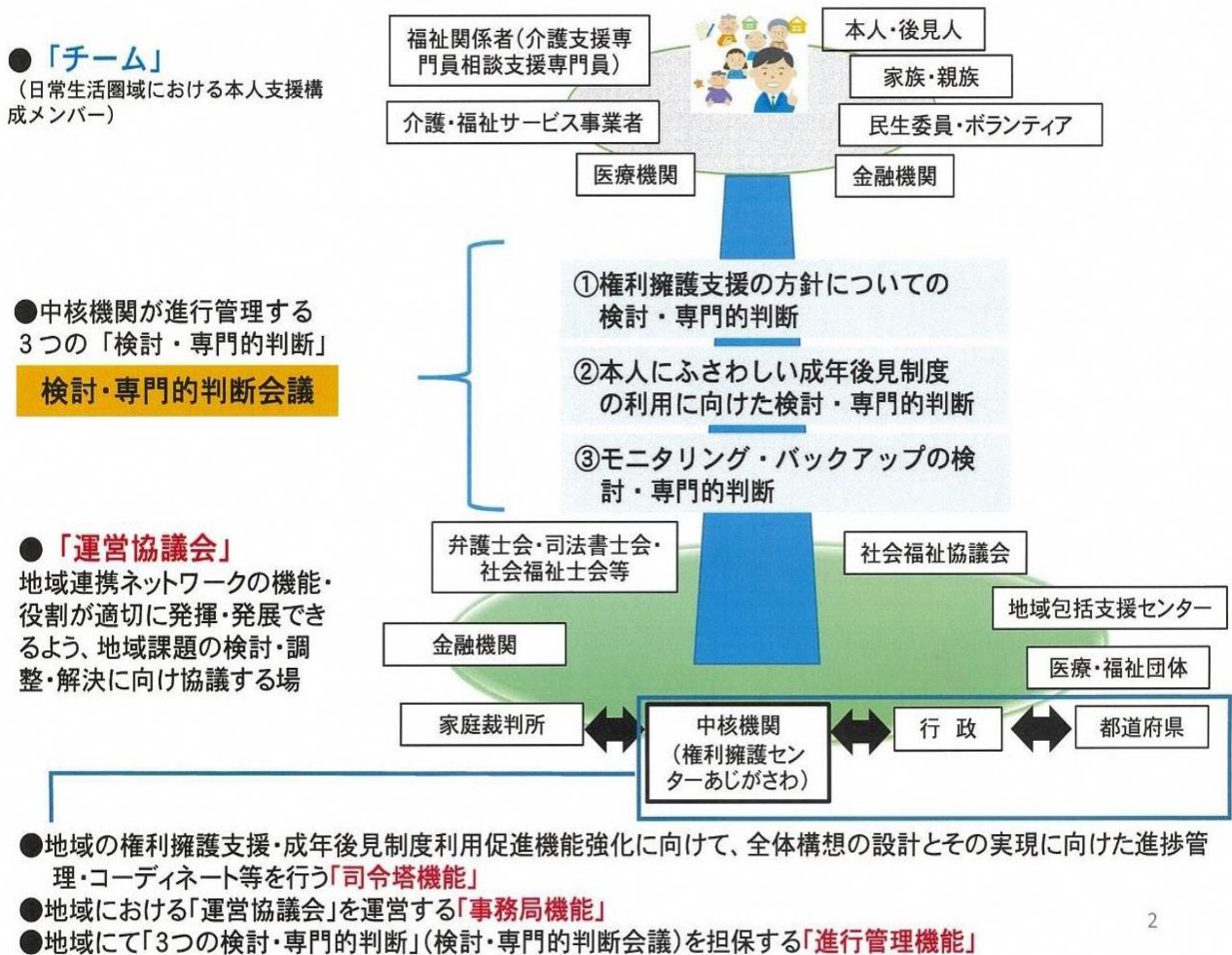
○ 町長申立て

判断能力が十分でない方で後見人等が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、調査のうえ町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

○ 費用助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、申立費用や後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

図表 地域連携ネットワークのイメージ



資料：権利擁護センターあじがさわ

## 施策4-3 防災・防犯対策の推進



### 施策を取り巻く環境

- 近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で発生しており、災害時の支援は、これまで以上に必要な取り組みとなっています。
- 災害時に適切な対応ができるよう、地域と連携した支援体制の構築とともに、地域防災力の向上のため、自主防災組織や避難支援体制の強化・充実を図るなど、地域における防災活動に対する支援の充実が求められます。
- こうしたいざというときのための取り組みは、見守りやあいさつ、声かけといった日ごろから“顔の見える関係づくり”を推進することで、防災や防犯対策はもとより、社会的孤立を防ぐための地域づくりもつながります。



### 施策の方向性

#### [ 施策の実施方針 ]

- 住民の生命と財産を守るために、日常の支え合い、助け合いが緊急時や災害時の支援につながるよう支援体制の充実に取り組みます。

#### [ 住民・地域に期待する取り組み ] (自助・互助・共助)

##### ■ 自分自身、各家庭で

- 「自分の身は自分で守る」という意識を持ちましょう。
- 災害時や緊急時に備え、必要なものを準備しておきましょう。
- 日ごろから避難場所・避難経路等を確認しておきましょう。
- 消費者被害に遭った場合は、ひとりで悩まず、家族や専門の窓口にご相談しましょう。

##### ■ 地域や仲間とともに

- 災害に備え、避難訓練等に積極的に参加しましょう。
- 災害時の避難の際は、隣近所で声をかけ合いましょう。
- 地域の防犯、交通安全活動に参加しましょう。

[ 町での取り組み・支援 ] (公助)

4-3-1 : 防災意識の向上

---

避難所の周知や災害時の備え等、防災意識を高め、必要な知識を身につけるため、学校等における防災教育や広報紙、パンフレットを活用した住民への啓発、情報提供を実施します。

また、防災訓練等を通じて、災害発生時の災害応急活動の問題点を把握し、減災につながる応急活動となるよう、地域主体の自主防災活動や防災訓練に対する支援を行い、地域防災力の向上を図ります。

4-3-2 : 災害時の避難支援、要配慮者対策の推進

---

災害時の安否確認のための※要配慮者（避難行動要支援者）への登録等、個人情報の保護に配慮しながら、災害時に援助が必要な高齢者の実態把握や情報共有を図り、災害時の支援体制の充実を図ります。

また、災害時に配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の設置や避難所での必要な支援を行います。

※要配慮者（避難行動要支援者）

災害対策基本法において、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方のこと。要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方を避難行動要支援者といいます。

4-3-3 : 交通安全対策の推進

---

子どもの自転車の安全運転や高齢者の交通事故被害、または高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれることのないよう、交通安全教室等を介した交通安全運動を推進します。

また、関係機関との連携を図りながら、高齢者の安全運転の啓発を推進するとともに、免許返納後の移動支援等について検討します。

4-3-4 : 防犯・消費者被害対策の推進

---

地域における防犯意識を高めるため、広報紙での啓発や講座の開催等、啓発活動に努めるほか、警察や各関係団体と連携のもと、防犯パトロール等の活動を支援します。

また、高齢、認知症、障害等により判断力が不十分な住民の消費者被害を防ぐため、見守り等を通じて啓発や被害等の把握に努めるほか、消費生活センター等と定期的な情報交換を行い、見守り等を行う団体や関係者と情報を共有します。

## 第5章 計画の推進





## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本計画は、それぞれの役割分担の考え方にに基づきながら、「住民」、「地域」、「関係機関」、「町」、「町社会福祉協議会」が協働で考えていくための指針となります。

また、基本理念である「誰もがいきいきと共に暮らす“わ”の地域づくり」の実現をめざして、各地区で行われている様々な福祉活動に対して、町は「地域福祉計画」、町社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」に基づき、支援体制の充実を図ります。

#### (1) 本計画の推進体制

本町の保健福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図るとともに、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取り組みについての進捗を点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画、地域福祉活動計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

また、住民参加によって計画の推進状況の点検や提言、助言を行うとともに、複雑化、多様化する生活や福祉にかかる課題、町内では解決が困難な自立支援、生活課題への対応については、近隣市町村及び広域圏での関係機関等とのネットワークや各分野での包括ケア体制と連携を図りながら、継続的な課題解決に取り組めます。

#### (2) 住民の参加による推進体制の整備

住民がサービス利用者としてだけでなく、福祉サービスの担い手として主体的に活動できる環境の整備を目指すとともに、地域で各種支え合い事業を行っている団体等の育成を図るため、研修や交流事業を実施していきます。

また、住民一人ひとりが、“地域福祉の担い手”であり“支えが必要となる対象”であることを意識しながら、地域で困っている人を発見し、支え合い、町をはじめとする関係機関への相談、適切なサービスにつなげることが重要となりますが、一方で、少子高齢化の進行等を背景に、地域を主体とする支え合いにも限界があります。

そのため地域福祉の推進にあたっては、地域の多様なニーズをすくい取るために行政と地域が協働し、地域の現況を踏まえながら互いに支え合う地域の在り方をともに考えながら取り組んでいくこととします。



## 第5章 計画の推進



## 資料編

## 1 策定経過

開催日・期間	会議等	協議事項等
令和元年 7月	アンケートの実施	○ 町内にお住まいの20歳以上の方より1,000名を無作為抽出して実施 (回収数:437票 回収率:43.7%)
令和元年 11月1日 13時30分～	第1回策定委員会	○ 場所 深浦町町民総合センター 町民文化ホール ○ 議事 ・地域福祉計画の概要説明 ・地域福祉に関するアンケート調査の結果報告 ・その他
令和2年 1月24日 13時30分～	第2回策定委員会	○ 場所 深浦町役場2階 中会議室 ○ 議事 ・深浦町地域福祉計画(素案)について ・その他
令和2年 2月7日～2月25日	パブリックコメント	・意見提出 なし

## 2 深浦町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく深浦町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、深浦町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関して必要な事項

### (組織)

第3条 委員の定数は12人以内とし、次の者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉の識見を有する者
- (2) 福祉・保健・医療関係者
- (3) 地域住民
- (4) 行政機関の職員
- (5) 町長が特に認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 委員長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において行う。

### (その他)

第8条 策定委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。

### 3 深浦町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期（令和元年11月1日～令和2年10月31日）

NO	区分	役職	所属・職名	氏名	備考
1	社会福祉の見識を有する者	委員長	深浦町社会福祉協議会 会長	新岡重治	
2	〃	委員	深浦町保育園連絡協議会 会長	野呂ユコ	
3	福祉・保健・医療関係者	委員	深浦町民生委員児童委員協議会 会長	堀内カツ	
4	〃	委員	深浦町保健協力員 会長	佐藤靖子	
5	地域住民	副委員長	深浦町行政連絡協議会 会長	菊池孝	
6	〃	委員	深浦町老人クラブ連合会 会長	泉谷信義	
7	行政機関の職員	委員	健康推進課 課長	山下秀一	
8	〃	委員	深浦診療所 事務長	神林友広	
9	〃	委員	深浦町地域包括支援センター 事務長	竹内仁	





## 深浦町地域福祉計画

---

発 行：令和2年3月

編集・発行：深浦町 福祉課

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2

電話：0173-74-2111（代表） FAX：0173-74-4415（代表）

ホームページ：<http://www.town.fukaura.lg.jp/>